

目 次

津市条例

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三重短期大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例

津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

新市まちづくり計画の変更

議決を経た予算等の公表

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定

放置自転車の撤去及び保管

指定緊急避難場所の指定

津市公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

犬の抑留

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 29 号

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年津市条例第 219 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「水道局及び下水道局並びに上下水道事業管理室」を「上下水道事業局及び上下水道管理局」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 津市水道水源保護条例（平成 19 年津市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 4 項中「水道局」を「上下水道管理局」に改める。

津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 30 号

津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

リハーサル室	1,800	2,700	4,100	4,500	6,800	8,600
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

」

を

「

リハーサル室	一般使用の場合	1,800	2,700	4,100	4,500	6,800	8,600
	営利又は宣伝を目的とする場合	3,600	5,400	8,200	9,000	13,600	17,200

」

に改め、同表備考 5 中「1 時間」の次に「（使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。）」を加え、「それぞれ」を削る。

別表第 2 中「オーケストラひな段けこみ」を「蹴込み」に、

「

指揮者台	1 台（指揮者用譜面台を含む。）	500
------	------------------	-----

」

を

「

指揮者台	1 台	300
指揮者用譜面台	1 台	200

」

に、「長ざぶとん」を「長座布団」に、「上敷ござ」を「上敷」に、

「

1 式	5,000
-----	-------

」を

「

1 式（天井反射板ライトを含む。）	6,000
-------------------	-------

に、「1 回路」を「1 系統」に、」

「

天井反射板ライト	1 式	1,000
センターピンスポットライト	1 台（1 キロワット）	1,000

」

を

「

センターピンスポットライト	1 台	1,000
---------------	-----	-------

」

に、

「

スポットライト	1 台
---------	-----

を」

「

スポットライト	1 キロワットにつき
---------	------------

に、「ダブルゴ

ボローテーター」を「ダブルゴボローテーター」に、

「

カセットテープレコーダー	1 台	500
M D レコーダー	1 台	500
D A T レコーダー	1 台	500
C D プレーヤー	1 台	500

」

を

「

録音再生機器	1 台	500
--------	-----	-----

」

に、

「

ワイヤレスマイクロホン	1 本	1,000
エレベーターマイクロホン装置	1 式（マイクロホンを除く。）	1,000

」

を

「

ワイヤレスマイクロホン	1 本	1,000
-------------	-----	-------

」

に、

「

ビデオテープレコーダー	1 台	500
D V D プレーヤー	1 台	200

」

を

映像再生機器	1 台	200
--------	-----	-----

に改め、同表備考を同表備考 1 とし、同表備考に次のように加える。

- 2 スポットライト及び電源コンセントの使用電力に 1 キロワット未満の端数があるとき、又は使用電力が 1 キロワット未満であるときは、これらを 1 キロワットとする。

別表第 3 中

生活文化情報センター (展示室)	3,500	5,300	8,000	8,800	13,300	16,800
ギャラリー	1,500	2,300	3,400	3,800	5,700	7,200
第 1 会議室	2,000	2,800	4,300	4,800	7,100	9,100
第 2 会議室	1,200	1,700	2,600	2,900	4,300	5,500
第 3 会議室	1,500	2,100	3,300	3,600	5,400	6,900
第 4 会議室 第 5 会議室 第 6 会議室	500	700	1,100	1,200	1,800	2,300

を

生活文化情報センター (展示室)	一般使用の場合	3,500	5,300	8,000	8,800	13,300	16,800
	営利又は宣伝を目的とする場合	7,000	10,600	16,000	17,600	26,600	33,600
ギャラリー	一般使用の場合	1,500	2,300	3,400	3,800	5,700	7,200
	営利又は宣伝を目的とする場合	3,000	4,600	6,800	7,600	11,400	14,400
第 1 会議室	一般使用の場合	2,000	2,800	4,300	4,800	7,100	9,100

	営利又は 宣伝を目的とする 場合	4,000	5,600	8,600	9,600	14,200	18,200
第 2 会議室	一般使用 の場合	1,200	1,700	2,600	2,900	4,300	5,500
	営利又は 宣伝を目的とする 場合	2,400	3,400	5,200	5,800	8,600	11,000
第 3 会議室	一般使用 の場合	1,500	2,100	3,300	3,600	5,400	6,900
	営利又は 宣伝を目的とする 場合	3,000	4,200	6,600	7,200	10,800	13,800
第 4 会議室 第 5 会議室 第 6 会議室	一般使用 の場合	500	700	1,100	1,200	1,800	2,300
	営利又は 宣伝を目的とする 場合	1,000	1,400	2,200	2,400	3,600	4,600

に改め、同表備考 2 中「使用に」を「使用区分に」に改め、「原状回復」の次に「又はリハーサル」を加え、「又は時間区分 において開場せずに使用する 場合」を削り、「その使用区分」を「当該使用区分」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の津リージョンプラザの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 から別表第 3 までの規定は、この条例の施行の

日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後の使用に係る手続については、施行日前においても改正後の条例の例により行うものとする。

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 31 号

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「

津市芸濃コミュニティセンター	津市芸濃町棕本 6 1 4 1 番地 1
----------------	----------------------

」を

「

津市芸濃コミュニティセンター	津市芸濃町棕本 6 1 4 1 番地 1
津市安濃コミュニティセンター	津市安濃町東観音寺 4 8 3 番地

」に

改める。

第 6 条中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 6 条関係）

津市安濃コミュニティセンターの施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料
会議室 1	午前 9 時から正午まで	1 , 3 5 0
	午後 1 時から午後 5 時まで	1 , 8 1 0
	午後 6 時から午後 1 0 時まで	1 , 8 1 0
	午前 9 時から午後 5 時まで	3 , 1 6 0
	午後 1 時から午後 1 0 時まで	3 , 6 2 0
	午前 9 時から午後 1 0 時まで	4 , 9 7 0
会議室 2	午前 9 時から正午まで	1 , 4 3 0
	午後 1 時から午後 5 時まで	1 , 9 1 0
	午後 6 時から午後 1 0 時まで	1 , 9 1 0
	午前 9 時から午後 5 時まで	3 , 3 4 0
	午後 1 時から午後 1 0 時まで	3 , 8 2 0
	午前 9 時から午後 1 0 時まで	5 , 2 5 0
会議室 3	午前 9 時から正午まで	1 , 3 5 0
	午後 1 時から午後 5 時まで	1 , 8 1 0
	午後 6 時から午後 1 0 時まで	1 , 8 1 0
	午前 9 時から午後 5 時まで	3 , 1 6 0
	午後 1 時から午後 1 0 時まで	3 , 6 2 0
	午前 9 時から午後 1 0 時まで	4 , 9 7 0
〔備考〕 冷暖房時の使用料については、当該使用料の 1 0 分の 3 の額（1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算する。		

附 則

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年１月１日から施行する。
- 2 津市安濃コミュニティセンターの使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 2 号

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（施設）

第 4 条 会館に温浴施設を設置する。

第 5 条第 1 項中「前条各号に掲げる施設」を「温浴施設」に改める。

第 8 条を削る。

第 9 条第 2 号を次のように改める。

(2) その他市長が還付すべき正当な理由があると認めるとき。

第 9 条を第 8 条とし、第 1 0 条から第 1 5 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表農産物加工施設の部、展示・会議施設の部及び設備器具の部を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 3 号

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 4 2 号）の一部を次のように改正する。

別表津市安濃中公民館の部美術室の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 4 号

三重短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三重短期大学の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「

生活科学科	食物栄養学専攻
-------	---------

」
を
「

食物栄養学科	食物栄養学専攻
--------	---------

」
に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 三重短期大学授業料等徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「生活科学科（食物栄養学専攻）」を「食物栄養学科（食物栄養学専攻）」に改める。

三重短期大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 2 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 5 号

三重短期大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例

三重短期大学授業料等徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 2 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「成績優秀者にして授業料の納付が困難と認められる者」を「特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるもの」に改める。

第 7 条の見出し中「納入期日」を「納入期日等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものに対しては、入学料を減額し、又は免除することができる。
- 3 前項に定めるもののほか、入学料の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 8 条第 3 項中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後に入学する者に係る入学料について適用し、同日前に入学した者に係る入学料については、なお従前の例による。

津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 36 号

津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

津市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 18 年津市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 7 号

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則（平成 28 年津市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

省令第 1 条第 1 項の市長が必要と認める図書は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合であって、当該建築物が一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく評価書の交付を受けたとき（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）にあつては、当該評価書の写しとする。

第 3 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 2 3 条第 1 項」の次に「及び第 2 4 条の 3 第 2 項第 1 号」を加え、同項第 2 号中「品確法第 5 条第 1 項」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条に次の 1 項を加える。

4 省令第 1 条第 1 項の表、第 1 2 条第 1 項の表、第 1 3 条の 2 第 3 項の表及び第 2 3 条第 1 項の表に掲げる付近見取図は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 1 条に規定する都市施設が記載されている縮尺 2 5 0 0 分の 1 程度の図面とする。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 1 8 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別記 4 2 の項中「第 3 6 条の 2 第 7 項」を「第 3 6 条の 2 第 8 項」に改め、
同別記 5 0 の項中「第 3 6 条の 2 第 8 項」を「第 3 6 条の 2 第 9 項」に改める。

第 4 2 号様式中「第 3 6 条の 2 第 7 項」を「第 3 6 条の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 12 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 19 号

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市安濃交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 15 条」を「第 14 条」に、「津市安濃交流会館（以下「会館」という。）内農産物加工施設、温浴施設及び展示・会議施設（以下「交流施設」という。）の管理、運営及び組織その他会館の管理」を「条例の施行」に改める。

第 2 条中「交流施設」を「津市安濃交流会館（以下「会館」という。）」に改める。

第 3 条中「交流施設」を「会館」に、「次のとおり」を「午前 9 時から午後 9 時まで（温浴施設にあっては、午前 10 時から午後 9 時まで（入場の受付は、午後 8 時 30 分まで））」に改め、同条各号を削る。

第 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「温浴施設」を「条例第 5 条第 1 項の規定により温浴施設」に、「申請を行う」を「使用許可を申請する」に改め、同項を同条とする。

第 5 条を次のように改める。

（使用料の還付申請）

第 5 条 条例第 8 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

第 6 条から第 10 条までを削り、第 11 条を第 6 条とする。

第 12 条中「使用者その他」を「温浴施設の使用許可を受けた者その他」に改め、同条第 1 号及び第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 1 号とし、同条第 4 号から同条第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条を第 7 条とする。

第 13 条を第 8 条とし、第 14 条から第 16 条までを 5 条ずつ繰り上げる。

第 17 条中「交流施設」を「会館」に改め、同条を第 12 条とする。

第 1 号様式から第 5 号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

津市告示第 1 5 5 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 5 条第 7 項の規定に基づき、新市まちづくり計画を変更したので、同法第 5 条第 1 0 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

(新市建設計画)
新 市 ま ち づ くり 計 画

津地区合併協議会

津市（平成26年12月変更）

津市（平成30年 3月変更）

津市（令和 元年12月変更）

新市まちづくり計画目次

I	序論	
1	合併の必要性	1
2	計画策定の方針	2
II	新市の概況と特性	
1	概況	4
2	地域特性	8
III	新市まちづくりの基本方針	
1	基本理念	10
2	新市の将来像	12
3	基本政策	13
4	土地利用及び都市構造の基本方向	17
5	将来の人口、世帯数などの見通し	21
IV	新市の施策	23
V	新市における三重県事業	45
VI	公共的施設の統合整備と適正配置	50
VII	財政計画	51
VIII	まちづくり推進のための方策	54

I 序論

1 合併の必要性

津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の10市町村は、次に示す必要性を踏まえ、合併により一体的なまちづくりを進めようとするものです。

(1) 変化する社会情勢への対応

① 少子高齢社会の進行・人口減少社会の到来

わが国では、長寿化による高齢者人口の増加に加え、出生率の低下による年少人口の減少により、少子高齢社会が進行し、これまでに経験したことのない人口減少社会を迎えようとしています。

今後は、高齢者に必要な福祉、医療などのニーズが増大する反面、それを支える生産年齢人口の減少が税収減をもたらすなど、小規模な市町村単位では行政サービスの維持が困難になることが考えられることから、10市町村が支え合い、一体となってこの状況に対応していく必要があります。

② 住民の日常生活の変化

新市を構成する10市町村では、概ね昭和30年前後のいわゆる昭和の大合併といわれる時期に市町村合併を行い、その区域は今日までほとんど変わっていません。しかし、昭和の大合併から約半世紀を経て、交通手段や情報通信網の発達などにより、通勤、通学、買い物、通院など住民の日常生活は現在の市町村の枠を超えてますます広がっています。

この広域化・多様化した住民ニーズに対応した行政サービスを提供していくためには、地理的にも歴史的、文化的にも密接な関係にある10市町村での行政区域のまとまりが必要です。

(2) 地方の確かな自立の実現

① 地方分権の到来

住民に一番身近な地方公共団体である市町村は、住民の意思を反映しながら、自立し、自らの責任と判断で、地域の特性を生かした行政の施策・サービスの内容を決定し実施していかなければなりません。

地方分権の進展により、国や県からの様々な権限の移譲が行われ、市町村は自立と一層の主体性が求められ、その役割はますます重要となります。

このため、10市町村が一体となることにより、住民の期待にこたえられるサービス提供体制を確保し、人材や財源の面での自治能力を強化する必要があります。

② 厳しい財政状況

国と地方の借金の合計は、平成14年度末で698兆円程度であり、大変厳しい財政状況にあります。

今後も、高い経済成長は期待できず、少子化に伴う生産年齢人口の減少などによる地方税収の伸び悩みや地方交付税制度及び補助金制度の見直しとともに、地方分権の進展に伴う基礎的自治体である市町村の役割の増大により、市町村としては、今以上に厳しい財政運営を迫られると考えられます。

このため、10市町村は、一体となって、より効率的な行財政運営、行財政能力の強化を図り、この局面に対処する必要があります。

(3) 魅力ある県都としての成長

10市町村の圏域には、三重県の県都として産業、行政、文化など多様な都市機能が集積し、これまでも県下の中枢圏域としての役割を果たしてきています。

一方、この圏域は豊かな自然環境に恵まれており、21世紀が「環境との共生の時代」と言われている中、この自然環境を守りつつ、快適な生活環境を実現することが、これからのまちづくりに求められる大きな課題となってきています。

前項で述べたような変革の時代にあって、県都としての機能を担うこの圏域、さらには三重県が大きく発展していくためには、より一層高度な都市機能の集積を図ると同時に、豊かな自然環境とすべての世代に住みやすい生活環境が調和した、これからの時代に求められる魅力あふれる都市を創造し、持続的な成長を確保することが不可欠であるといえます。

すでに一体感のある10市町村が、ひとつの自治体を形成することにより、お互いの優れた資質を十分発揮することができるとともに、その相乗効果が期待でき、真に安全・安心で快適なまちづくりはもとより、将来の社会変革に適応できる柔軟性を持ち合わせたまちづくりを進めることが可能になると考えます。

2 計画策定の方針

(1) 計画策定の趣旨

津地区合併協議会が策定する市町村建設計画（以下「新市まちづくり計画」といいます。）は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併協議会にて作成されることが定められており、新市のまちづくりにあたっての基本方向を示すことにより、合併に際して、新市の将来ビジョンを提供するものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画等に委ねるものとします。

(2) 計画の策定方針

新市まちづくり計画は、新市の一体性の速やかな確立、地域特性を生かした均衡ある発展及び住民福祉の向上を図ることを目指し、合併市町村の総合計画、マスタープ

ランなどを新市のまちづくりの観点から整理・検討し、また、「まちづくり基本構想」の基本的な考え方も勘案し、次の点に留意して策定します。

- ① 計画の実施を通じて、地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担うべきものであり、単にハード面の整備のみでなく、ソフト面にも配慮したものとします。
- ② 新市のまちづくりに資する事業は、効果的かつ合理的であり、健全な財政運営に裏づけられた着実なものとしします。
- ③ 新市のまちづくりを効率的に進めていくため、組織及び運営の合理化を図るものとします。

(3) 計画の構成

新市まちづくり計画は、新市まちづくりの基本方針、新市の施策、公共的施設の統合整備と適正配置、財政計画などで構成します。

(4) 計画の期間

新市まちづくり計画の期間は、平成18年度から令和7年度までの20年間とします。

Ⅱ 新市の概況と特性

1 概況

(1) 位置・面積・地勢

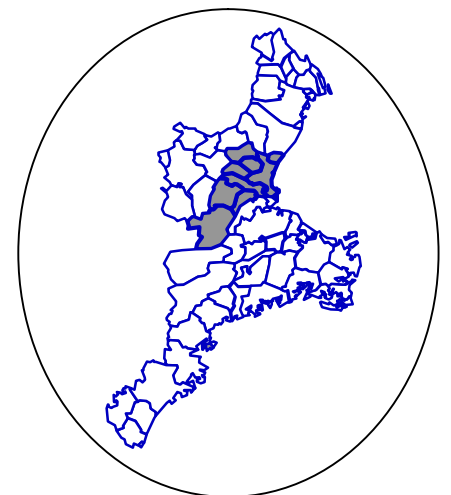
新市は、北に鈴鹿市、亀山市などと、西は名張市、奈良県御杖村・曽爾村などと、南は嬉野町などと接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しており、面積は約 7 1 0 k m²で、三重県の市町村で最も面積が広くなり、総面積の 5, 7 7 6 k m²の約 1 2 %を占めることになります。

本圏域の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の 3 地帯に分けることができます。

西境沿いの山間地帯は、標高 7 0 0 ～ 1, 0 0 0 m の山々が連なる布引山地と一志山地からなります。

布引・一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高 3 0 ～ 5 0 m の丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引・一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、圏域内西端近くに流れる名張川が木津川、淀川を経由して大阪湾に注いでいます。

◇圏域図



(2) 歴史

新市は、旧藩政時代、大部分が藤堂藩（津藩、久居藩）に属し、伊勢街道や初瀬街道、伊賀街道、伊勢本街道、伊勢別街道の5街道が通じていました。

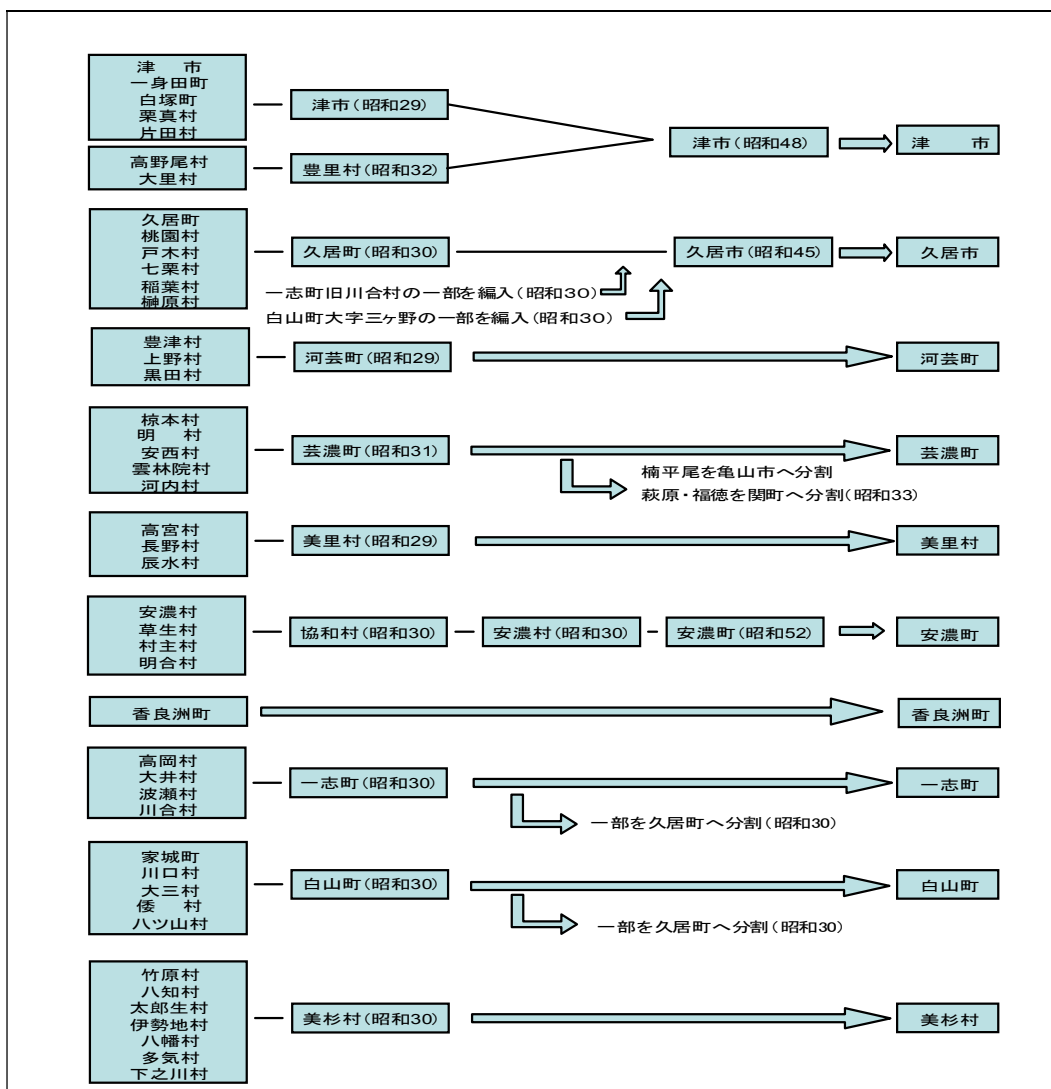
「天保郷帳」によると、旧藩政時代の後期には、現在の津市域に当たる地域に77か町、59か村、久居市域に21か町、17か村、安芸郡域に64か村、一志郡域に49か村と300に近い町や村が存在していたといわれています。

その後、明治4年の廃藩置県により、本圏域の旧藩政期の村々は安濃津県又は度会県に分属されましたが、翌明治5年、安濃津県が三重県と改称され、明治9年には度会県を編入、本圏域は三重県の管轄となりました。

さらに、明治21年4月公布の市制町村制により、翌明治22年4月、全国一斉に町村合併が行われ、本圏域では1市2町53村が誕生しました。

その後も合併、編入、改称などが進められるとともに、昭和28年10月の町村合併促進法の施行に伴って、町村合併が実施されたことなどにより、現在は2市6町2村となっています。

◇昭和の合併状況



(3) 人口・世帯

平成12年の国勢調査による新市の人口は、286,521人となっており、三重県の総人口の1,857,339人の15.4%を占め、県内で2番目に人口の多い市になります。

年齢階層別人口と構成比は、年少人口(0～14歳)が42,176人で14.7%、生産年齢人口(15～64歳)が189,446人で66.1%、老年人口(65歳以上)が54,869人で19.2%となっており、三重県の構成比と比較すると、年少人口で0.5ポイント低く、生産年齢人口と老年人口でともに0.3ポイント高くなっています。

世帯については、平成12年の国勢調査によると、102,795世帯となっており、1世帯当たりの人員は2.79人で、三重県全体の平均2.92人をわずかに下回っています。

◇平成12年国勢調査

(単位：人)

区 分	新 市		三 重 県		県における構成比	県の構成比との差
	人 口	割 合	人 口	割 合		
年少人口 (0～14歳)	42,176	14.7%	283,081	15.2%	14.9%	-0.5
生産年齢人口 (15～64歳)	189,446	66.1%	1,222,594	65.8%	15.5%	0.3
老年人口 (65歳～)	54,869	19.2%	350,959	18.9%	15.6%	0.3
総人口	286,521	—	1,857,339	—	15.4%	—
総世帯数	102,795		636,682		16.1%	—
1世帯当たりの人員数	2.79		2.92		—	—

※ 総人口については年齢不詳を含んでいます。

(4) 産業規模

平成12年の国勢調査による新市の就業人口は、141,331人で、三重県の総就業人口の15.2%を占めています。また、平成12年度県民経済計算による新市の総生産額は、1兆1,181億円で、三重県の総生産の16.1%を占めています。

就業人口と総生産額の産業別構成比を三重県のそれと比較すると、第1次産業では大きな差はないものの、第2次産業は就業人口で5.5ポイント、生産額で11.3ポイント低くなっており、逆に、第3次産業は就業人口で6.5ポイント、生産額で12.0ポイント高くなっています。

◇平成12年国勢調査及び平成12年度県民経済計算

(単位：人、百万円)

区 分		新 市	三重県	県における構成比	県の構成比との差
第1次産業	就 業 人 口	5,607	48,545	11.6%	—
	構 成 比	4.0%	5.2%	—	-1.2
	総 生 産 額	15,510	142,697	10.9%	—
	構 成 比	1.4%	2.1%	—	-0.7
第2次産業	就 業 人 口	43,114	334,299	12.9%	—
	構 成 比	30.5%	36.0%	—	-5.5
	総 生 産 額	304,272	2,669,523	11.4%	—
	構 成 比	27.2%	38.5%	—	-11.3
第3次産業	就 業 人 口	91,802	543,529	16.9%	—
	構 成 比	65.0%	58.5%	—	6.5
	総 生 産 額	832,305	4,325,749	19.2%	—
	構 成 比	74.4%	62.4%	—	12.0
帰属利子(控除)等	総 生 産 額	33,986	210,559	16.1%	—
	構 成 比	3.0%	3.0%	—	—
合 計	就 業 人 口	141,331	929,866	15.2%	—
	総 生 産 額	1,118,101	6,927,410	16.1%	—
	構 成 比	100.0%	100.0%	—	—

※ 就業人口合計については産業分類不明を含んでいます。

※ 総生産額構成比については帰属利子(控除)等を含んでいます。

2 地域特性

新市は、以下に掲げる特性を有しており、これらの特性が相まって、住み・働き・学び・憩ううえで、恵まれた環境を形成している地域といえます。

(1) 豊かな自然環境と広大な市域

新市は、東部には白砂青松の面影を伝える海岸、中央部には緑あふれる田園と里山、西部には山林、湖、溪流など、多様で豊かな自然環境に恵まれ、また、全国的にみても広大な市域を有することとなります。

こうした豊かな地域のなかに、伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などが位置し、海水浴、潮干狩り、温泉、ゴルフ、キャンプ、ハイキングなどに、県内外から多くの入込客があります。

(2) 地理的な優位性

新市は、三重県の中央部にあって、中部圏と近畿圏との結節点に位置しており、名古屋市、大阪市にも容易にアクセスが可能です。

このことから、北勢、伊賀、南勢志摩、奥伊勢、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点に位置し、また、奈良県を通しての近畿圏からの「玄関口」として、さらに中部国際空港への海上アクセスを通じて国内・国外の諸都市からの「玄関口」ともなる地域といえます。

(3) 多様な歴史・文化資源

新市は、古くは海上交易の港町として、また、藤堂藩政下における城下町としての歴史を広く地域に刻む一方、伊勢神宮に向かういくつかの街道が形成されてきたことによって、東西の文化に接し、全国の情報が集まる地域となっていました。そのため、本圏域には、様々な貴重な史跡や文化財など地域固有の歴史・文化が伝承され、これらが今日の日常生活の中にも息づいています。

(4) 都市機能の集積

新市は、県庁所在地として、国、県の行政機関が数多く立地しているほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、三重県の経済活動の拠点となっています。

また、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学などの高等教育機関が立地しているほか、国立大学法人三重大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター、独立行政法人国立病院機構三重病院、独立行政法人農業・生産系特定産業技術研究機構野菜茶業研究所など高度で専門的な医療機関や研究機関も設置されています。

さらには、みえ市民活動ボランティアセンターをはじめ、合併市町村にも市民活動の場が提供されていますし、県全体の文化振興の拠点でもある三重県総合文化センター、三重県立博物館、三重県立美術館、新市の地域の文化交流拠点となる文化施設も整備されるなど、都市機能が集積した恵まれた地域といえます。

(5) 多様な産業活動

新市は、県都という都市の特徴から都市機能が集積し、行政機関から金融機関、各種サービス機関まで幅広く立地しているほか、多くの観光・レクリエーション資源も有する地域でもあることから、第3次産業の構成比が高い産業構造になっています。

また、新市の恵まれた自然環境を生かして、第1次産業としては、米、野菜、茶、花き・花木、果樹などの農産物をはじめ、杉などの優良木材が生み出されているほか、伊勢の海や雲出川などでの漁業も盛んです。

第2次産業としては、新市の各地域において工業団地や工場適地への製造業を中心とした立地によって、電気機械器具、輸送用機械器具などの製造品出荷額が多く、活発で多様な産業活動が行われてきています。

Ⅲ 新市まちづくりの基本方針

1 基本理念

新市は、山から海までの豊かな自然環境に恵まれた地域であり、また、県都として多様な都市機能が集積した地域です。さらには、中部圏と近畿圏の結節点という地理的条件にも恵まれるとともに、三重県の中心都市として県勢の発展を先導していく地域です。

この地域において、市民が将来にわたって心豊かに暮らしていけるまちづくりを進めていくためには、この地域の持つ特性を最大限に生かしつつ、少子・高齢化、国際化、情報化の進展、地球規模での環境問題、経済情勢の変化など、新市を取り巻く環境変化に的確に対応していかなければなりません。

そのためには、地形的にもまとまりを持った豊かな自然環境と多様な社会的、文化的環境のなかで、これらと共生した快適で暮らしやすい生活環境の実現と、そこに集う人々の多様な活動が新市の活力として醸成されるよう県都としての基盤を充実していくことが必要です。これとともに、新市の活動のなかで、地域の個性を大切にしつつ、豊かな市民文化が育まれるよう市民活力の醸成に努めながら、互いに力を合わせて安心して暮らせる地域社会を形成していくことが必要です。

このため、新市においては、以下の基本理念のもとに、自律した都市としてのまちづくりを進めていきます。

【1 環境と共生した暮らしやすい都市の実現】

私たちの生活様式は、都市化の進展、また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動などを背景として、急激な変化を遂げてきました。その一方で、市民の環境に対する価値観もより一層多様化し、自然環境への負荷の増大は地球的規模での課題を呈してきたといえます。

こうした時代の潮流のなかで、快適でゆとりある暮らしを実現していくためには、自然環境や地域を取り巻く生活環境、都市的環境との共生が求められています。

新市は、広大な市域のなかで、豊かな自然環境と多様な都市機能を有しており、これらの特性をそれぞれ最大限に生かしつつ、環境と共生した暮らしやすい都市の実現を目指します。

【2 活力のある多様性を持った交流都市の実現】

都市の活力は、そこに住み、学び、働き、集う人々の活動によって支えられており、これらの諸活動がより充実することによって、持続的な都市の発展が可能になるものです。

とりわけ、人口減少局面が予想されるとともに、高い経済成長が期待できないなかで、新市における都市の活力を維持し、都市としての成長を遂げていくためには、県都として集積された都市機能と、県域の中心都市、中部圏、近畿圏の結節点という地理的特性を生かし、さらには、世界にもつながる拠点地域として、広域交流機能の向上に努めるとともに

に、先端的な新規産業の創出、既存産業の高度化など新市の産業の活性化を図り、自立的な地域経済の発展を促していくことが必要です。

このため、様々な交流拠点、産業基盤の整備などにより、都市機能の一層の集積に努めるとともに、圏域内外を結ぶ交通・情報ネットワークの形成により、活力ある多様性を持った交流都市としての発展を目指します。

【3 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現】

都市の魅力は、そこに住み、集う人々の様々な活動によって生み出され、これらの活動の高まりが都市としての固有の文化を育んでいきます。本圏域は、中世からの都市形成過程を経て江戸期には伊勢街道をはじめとして、いくつかの街道が形成され、地域固有の歴史、文化を育んできた地域です。

こうした歴史や文化を礎に、一体となった圏域のなかで、多様な活動が連携することにより、活動そのものの豊かさの向上と更なる文化の醸成に努めるとともに、市民交流の促進や、郷土を担う子どもたちの心豊かで生きる力を育む教育の推進等、新しい時代を担う有為な人づくりに努めるなど、市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現を目指します。

【4 安全で安心して暮らせる都市の実現】

少子高齢化の進展に伴い、新市においても、総人口に占める老年人口の割合が増加する一方、年少人口の増加が見込めない状況が予想されるなか、すべての市民が生涯を健やかに、生きがいを持って、安心して暮らすことができる都市としての条件整備が求められています。

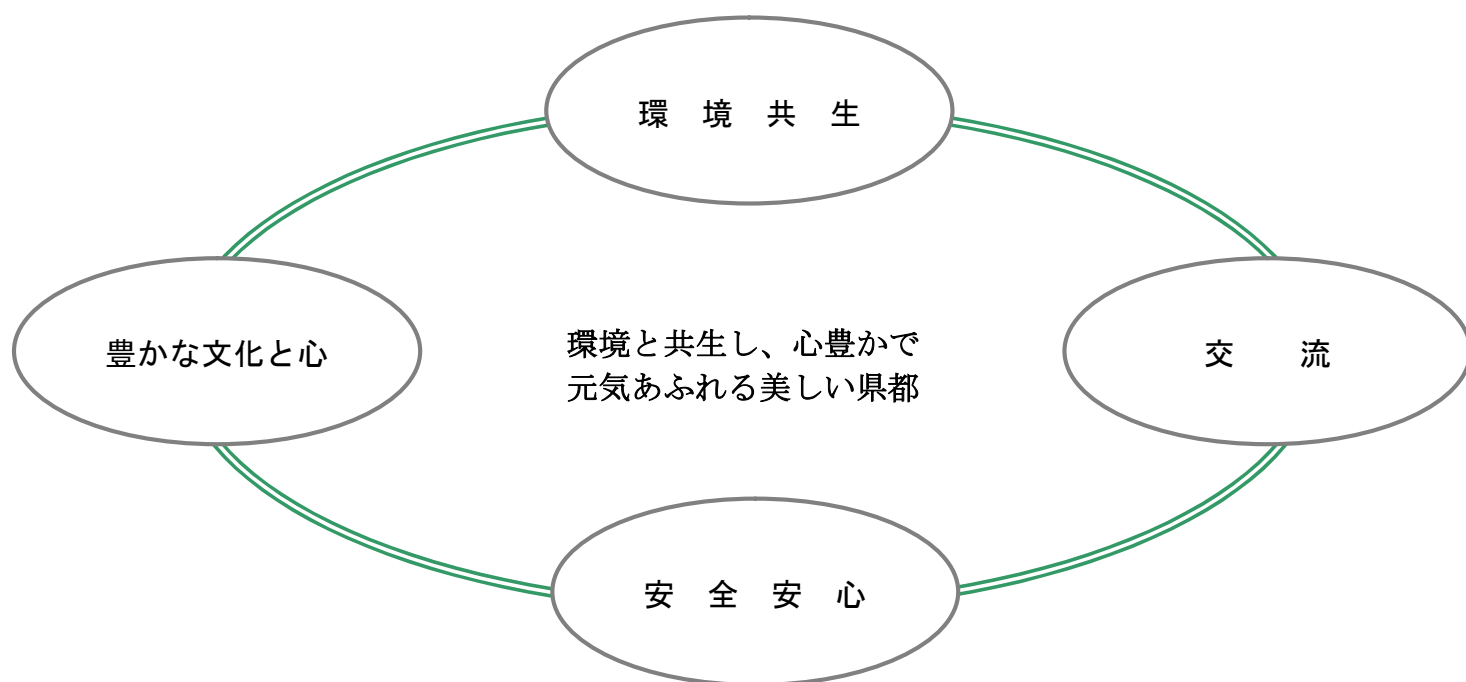
このため、安全な暮らしを支えるための諸施策の展開とともに、誰もが健康で心豊かに過ごせる住みよい福祉環境づくりを進めることによって、安全で安心して暮らせる都市の実現を目指します。

2 新市の将来像

新市に求められるまちづくりとは、暮らしやすい環境のなかで織りなされる様々な交流活動を土台に、心の豊かさと活力に満ちあふれた県都を共に築き上げ、育てていくことであり、基本理念に基づき、新市の目指すべき将来像を

「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」

と定めます。



3 基本政策

新市の将来像を実現するため、基本理念に基づき、以下に示す基本政策のもと、まちづくりを推進します。

(1) 環境と共生した暮らしやすい都市の実現

① 生活基盤の整備

将来にわたる安全で快適な日常生活の実現のためにはその暮らしを支えるための生活基盤の整備が重要な課題であり、恵まれた環境を最大限に生かしながら、下水道、上水道、生活道路などの生活基盤の整備を進めます。

② 循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの取組をはじめ、廃棄物の適正な処理、更には新エネルギーの利用など資源循環利用を推進し、持続可能な循環型社会の形成に努めます。

③ 次世代に残す自然環境の保全

環境行動の推進や環境保全対策の充実を図ることにより、恵まれた自然環境を保全し、美しい都市を次世代へ継承していきます。

④ 快適な生活空間の形成

潤いのある緑化・親水空間の整備や市民の価値観に応じた定住環境の整備、地域の特性を生かした都市景観の創出など、快適な生活空間の形成に努めます。

(2) 活力のある多様性を持った交流都市の実現

① 交流機能の向上

都心の再生や新たな広域交流拠点の形成に努めるとともに、交通・情報ネットワークの構築により、交流機会を拡大しつつ、交流機能の向上を図ります。

② 自立的な地域経済の振興

産業経済活動の拠点性を高め、先端的な新規産業の創出を促進するとともに、既存産業の活性化を図ることなどにより、就業の場の確保に努めます。また、商業、観光産業の振興を図るほか、農林水産業については地域の特性を生かした振興策を講じることにより、自立的な地域経済の振興を図ります。

(3) 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

① 生きる力を育む教育の推進

将来の郷土を担う子どもたちの豊かな心を育む学校教育の推進に努めながら、学校、家庭、地域という子どもたちを取り巻く教育環境を適切に整えるなど、生きる力を育む教育を推進します。

② 高等教育機関との連携・充実

高等教育機関が集積する地域特性を生かした有為な人材の育成や、知的資源の地域への還元を促進するなど、高等教育機関との連携・充実を図ります。

③ 生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

生涯学習情報の提供、学習機会の充実、また、スポーツの振興を通じて、生涯学習スポーツ社会の形成を図るとともに、文化、芸術活動の推進や歴史的資源の保存に努めるなど、地域固有の歴史・文化の振興を図ります。

④ 市民活動の促進

市民活動の高まりによる新たな都市の活力と魅力の創出を目指し、NPO※や市民団体のボランティア活動をはじめ、地域における身近な交流から国際的な交流に至るまでの様々な市民活動の促進を図ります。

⑤ 人権尊重社会の形成

市民の誰もが、一人ひとりの人権や個性などを大切にし、互いを尊重しあえる社会の形成を目指します。

(4) 安全で安心して暮らせる都市の実現

① 安全なまちづくりの推進

風水害、地震等の自然災害に対し、山林の整備、河川、海岸の整備改修など地域の特性に応じた防災機能の向上を図りつつ、消防、救急、救助体制や自主防災体制を充実するとともに、交通安全対策、防犯活動の展開に努めるなど、安全なまちづくりを推進します。

② 生涯を通しての健康づくりの推進

保健予防体制や地域医療体制の充実など、市民自らの健康づくりを積極的に支援し、生涯を通しての健康づくりを推進します。

※ NPO

NPOとは、「民間非営利組織」のことであり、営利を目的とせず、自発的に社会的な活動を行う団体のことです。

③ 地域福祉社会の形成

地域における福祉活動の充実をはじめ、高齢者、障害者、児童福祉等の推進に努めるなど、市民が共に生き、支え合いながら安心して暮らせる地域福祉社会の形成に向けた取組を進めます。

④ ユニバーサルデザイン※のまちづくりの推進

すべての市民が自由に社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの浸透を図るとともに、公共施設等のバリアフリー※化を推進します。

※ ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように製品・建物などをデザインすることをいいます。

※ バリアフリー

日常生活をしていく上で妨げとなる障害(バリア)となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去や、さらには、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去ということに用いられます。

基本政策体系図

将来像

基本理念

基本政策

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

環境と共生した暮らしやすい都市の実現

活力のある多様性を持った交流都市の実現

市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

安全で安心して暮らせる都市の実現

生活基盤の整備

循環型社会の形成

次世代に残す自然環境の保全

快適な生活空間の形成

交流機能の向上

自立的な地域経済の振興

生きる力を育む教育の推進

高等教育機関との連携・充実

生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

市民活動の促進

人権尊重社会の形成

安全なまちづくりの推進

生涯を通しての健康づくりの推進

地域福祉社会の形成

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

4 土地利用及び都市構造の基本方向

(1) 土地利用の基本方向

新市は、広大な面積を有し、長い汀線を持ち、海に向かって開けており、海岸部から、平野、丘陵、山間部へと連なる地勢においては、都市活動や生活活動、休養・レクリエーション活動など、人々が「住み、働き、学び、憩う」うえで必要な様々な機能を支える条件を備えており、一定の機能分担が図られているといえます。

新市における土地利用は、こうした優れた特性をさらに磨き上げ、個々のレベルアップを図っていくとともに、すべての市民がすべての機能の恩恵を受けることができるように、有機的な連携をさらに高めていくことを基本とします。

また、地域生活に密着した土地利用については、交通条件並びに周辺環境等に配慮し、民間活力の導入も視野に入れ、その適正な配置、誘導に努め、それぞれの地域の均衡ある発展を目指すとともに、広域的な幹線道路の沿道においては、その特性を生かした土地利用を図っていきます。

新市の土地利用の方向は、基本的には現在の機能分担を踏まえつつ、これらを分かりやすくイメージするため、機能・特性が類似する一定のまとまりのある区域をゾーンとして、その大枠を設定することとします。

また、機能・特性が特徴的に現れている地区を拠点と位置付け、有効な整備を進めます。

さらに、新市の各機能を効果的に連携させ、新市全体としての魅力を向上させるため、圏域内外の人や物が往来する主要な軸や新市内を結ぶ軸を位置付けます。

(2) ゾーン区分

① 都市機能集積ゾーン

居住・商業・工業・教育などの各機能の集積や道路、公園、下水道などの都市基盤の整備が進んだ地域です。

今後も新市のみならず県下の中核地域として、より一層高度な都市機能の集積が求められており、広域的な交流機能を高めながら、人、物、情報の集中する都心核の整備を進めます。

② 居住環境共生ゾーン

新市の中央部に位置し、田園地帯を中心に緑豊かな丘陵地など自然環境に近接した生活の場として住みよい環境を形成しています。一方、交通基盤を生かして、人・物の交流が図られており、多くの文化施設・身近なレクリエーション施設があり、産業面では、水稻を中心とした農業や都市近郊農業のほか、工業団地を中心に製造業の立地がみられる地域です。

今後は、良好な自然環境の保全に留意しながら、住みやすさの向上を図るため生活基盤を整備するとともに、農業の振興と適地への企業誘致などによる産業振興を進めます。

③ 里山・山間自然環境ゾーン

市民の生活の基礎となる水源確保の機能を担っているとともに、市民の憩いの場といえる優れた自然環境に恵まれた地域です。また、各種のレクリエーション施設など広域的な需要に対応しうる観光資源が多数あります。

今後は、他のゾーンとの有機的な連携を図りつつ、集落における生活基盤を整備し、住みよい生活環境づくりを進め、農業の振興、森林の公益的機能にも配慮した林業振興を図るとともに、水源のかん養を図るなど、自然環境の整備・保全を推進しながら、観光レクリエーション機能を充実します。

(3) 拠点

① 都市活動交流拠点

○ 津、久居地域の都心部については、土地の高度利用や都市生活における快適な環境整備に努めるなど、新市のみならず県都としての行政、商業、業務、学術、文化などの中核拠点の形成を図ります。

○ 中部国際空港へのアクセス港周辺は、都心部との連動や新市に広がる連携軸を通じて、新市全体の発展に資する広域交流拠点として位置付けます。

② 産業振興拠点

○ 中勢北部サイエンスシティについては、先端的産業の研究開発機能をはじめ、これを支援する機能、生産・物流機能など、高度な産業機能を一貫配置するとともに、居住機能も併せ持った新都市形態の産業振興拠点として位置付けます。

○ ニューファクトリーひさいについては、優れた交通条件を生かした産業振興拠点として、環境や地域社会との調和に配慮しつつ、地域の雇用促進に資する拠点とします。

○ 近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺については、広域的な交通結節点としての利便性、拠点性を生かした流通・業務・商業機能を中心とする産業振興拠点の形成を目指した土地利用を促進します。

③ 保養・レクリエーション拠点

○ 榊原温泉や美杉村の温泉、また、新市の温泉施設の「湯の瀬」、「一志温泉やすらぎの湯」、「いのくら温泉しらさぎ苑」、さらには、青山高原やその周辺に集積する多様なレクリエーション施設並びに安濃ダム・君ヶ野ダム周辺などは、市民の保養・レジャーの場として、また広域的な観光需要にも対応しうる高いポテンシャルを有しています。これら個々の優れた資質をさらに高めながら、多様なレクリエーション需要に対応した保養・レクリエーション拠点の形成を目指します。

○ 河芸、津、香良洲地域の海岸部は、都心部に近接した手軽に自然にふれあえる市民の憩いの場であり、また広域的な海洋レジャー機能も併せ持っています。こうした地

理的条件を生かし、自然環境の保全を図りながら、レクリエーション拠点として、河芸・津のマリーナ周辺、阿漕浦海岸から御殿場海岸及び香良洲海岸を位置付けます。

- 市民の日常の手軽なレクリエーション需要に応じるための拠点として、大規模公園の中勢グリーンパーク、河芸町民の森公園、安濃中央総合公園を位置付け、市民の憩いの場を提供します。

(4) 連携軸

① 広域連携軸

- 県内の中枢都市である新市は、圏域内外から人や物が集中し、広域的な交通ネットワークのかなめとして、円滑かつ利便性の高い流通機能が求められています。このため、鉄道や広域的な幹線道路網を広域連携軸として位置付け、域外からの交通需要に対応するとともに、交通結節点を経た域内連携軸との連結を図ることにより、市域全体への交流の促進を図ります。

また、中部国際空港へのアクセス拠点を結節点として、幹線道路網や公共交通網を通じて世界をも視野に入れた広域連携軸の形成を図ります。

② 域内連携軸

- 新市における各ゾーンや各拠点地区が有する機能の恩恵を市民が等しく享受でき、それぞれの地域の均衡ある発展へと結びつけていくために、これらを有機的に結合させる交通ネットワークの整備が求められます。このため、域内の基幹道路を域内連携軸として位置付け、新市域内における移動の利便性を向上させるとともに、広域連携軸を介した広域的な流通需要に対しても円滑に対応していきます。

ゾーン図

居住環境共生ゾーン

亀山・名古屋・大阪

四日市・名古屋

里山・山間自然環境ゾーン

上野

中部国際空港

都市機能
集積ゾーン

名張・大阪

松阪・伊勢

奈良

凡 例

都市活動交流拠点



産業振興拠点



保養・レクリエーション拠点



広域連携軸



域内連携軸



5 将来の人口、世帯数などの見通し

(1) 人口

出生率の低下等を背景にわが国の人口は減少傾向になると予想されますが、新市においては、環境と共生した暮らしやすい都市、交流都市の実現等を理念とした新市まちづくり計画の着実な推進によって、平成26年における総人口を290,400人と設定します。

(2) 就業人口

平成12年国勢調査での従業地による就業人口は、145,088人であり、そのうち、第1次産業の就業人口が5,648人、第2次産業が42,990人、第3次産業が95,652人となっています。

これまでの推移としては、第1次産業が減少傾向、第2次産業は平成7年国勢調査までは増加傾向にありましたが、平成12年には減少傾向を示しています。一方、第3次産業については、引き続き増加の傾向を示しています。

平成26年には、第3次産業における就業人口の増加見込みに加えて、第1次産業、第2次産業の振興や女性、高齢者の就業機会の増加などを考慮し、就業人口は、151,400人になると見込みます。

(3) 世帯

核家族化の進行や単身世帯の増加による世帯人員の減少により、世帯数については、平成26年には121,500世帯に達し、一世帯当たりの人員は、平成12年国勢調査の2.79人から平成26年には、2.39人になることを見込みます。

◇将来の人口、世帯数などの見通し

(単位：人)

区 分	国勢調査値		推計値	
	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成26年 2014年
総人口	286,521	290,500	291,600	290,400
年少人口	42,176	40,000	38,800	37,800
構成比	14.7%	13.8%	13.3%	13.0%
生産年齢人口	189,446	188,300	184,600	179,000
構成比	66.1%	64.8%	63.3%	61.6%
老年人口	54,869	62,200	68,200	73,600
構成比	19.2%	21.4%	23.4%	25.3%
総世帯数	102,795	109,600	115,700	121,500
1世帯当たり人員	2.79	2.65	2.52	2.39
昼間人口	292,776	296,700	301,000	305,000
就業人口(従業地ベース)	145,088	147,100	149,100	151,400
第1次産業人口	5,648	5,200	4,700	4,300
構成比	3.9%	3.5%	3.2%	2.8%
第2次産業人口	42,990	43,600	44,200	44,900
構成比	29.6%	29.6%	29.6%	29.6%
第3次産業人口	95,652	98,100	99,900	101,900
構成比	65.9%	66.7%	67.0%	67.3%

(注1) 本推計は、平成12年国勢調査人口をベースに将来人口を設定しました。

(注2) 総人口・年齢階層別人口：コーホート推計法により推計しました。

(注3) 総世帯数：平成7年及び12年の国勢調査世帯数の変化率をベースに推計しました。

(注4) 1世帯当たりの人員：総人口を総世帯数で除して算出しました。

(注5) 昼間人口：平成7年及び12年の変化率をベースに推計し、就業人口増を加味しました。

(注6) 就業人口：従業地ベースとして集計しました。

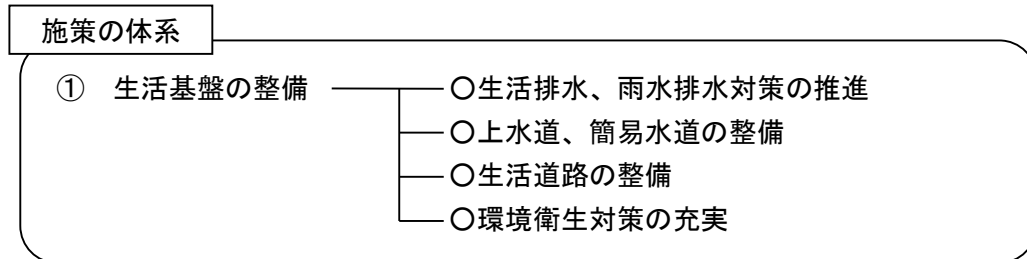
(注7) 産業別人口：将来人口をベースに産業別の構成割合を想定して推計しました。

(注8) 表中、就業人口の総数には分類不能者が含まれており、産業別人口の総数とは一致しません。

IV 新市の施策

(1) 環境と共生した暮らしやすい都市の実現

① 生活基盤の整備



○ 生活排水、雨水排水対策の推進

生活環境の向上、浸水の防除、また、伊勢湾や河川等の公共用水域の水質保全などに資するため、地域特性に応じた下水道事業、農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の設置促進などとともに、排水路、排水機場の整備推進に取り組みます。

○ 上水道、簡易水道の整備

上水道事業については、安定的な上水の供給を確保するために、適正な水源の確保や計画的な浄水・配水設備などの整備を進めます。また、安全で良好な水質の確保に向けて、関係機関とも連携を図りながら、河川流域の環境保全に努めるとともに、水質管理の強化や浄水技術の向上に取り組みます。

簡易水道事業については、できる限り上水道での給水の検討を図るとともに、上水道での給水が困難な地域においては、計画的に施設整備を図ります。

○ 生活道路の整備

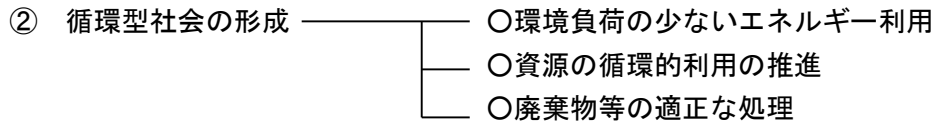
市民の日常生活を支える生活道路については、安全性の確保や利便性の向上を図るため、狭隘な道路の拡幅整備、通学路の整備などを通じ、すべての人にやさしい道路空間が創造できるよう、計画的な整備に取り組みます。

○ 環境衛生対策の充実

斎場については、現有施設の改修を計画的に進めるとともに、老朽化の状況により、施設の整理・統合を検討します。

② 循環型社会の形成

施策の体系



○ 環境負荷の少ないエネルギー利用

効率的なエネルギー利用や省エネルギー対策を推進するとともに、風力を利用した発電など新エネルギーの利活用を進めます。

○ 資源の循環的利用の推進

廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの促進など、市民、事業者、行政が一体となり、再生資源の利用拡大や水資源の循環的利用の推進を図ります。

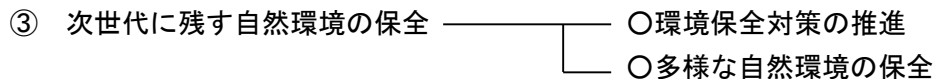
○ 廃棄物等の適正な処理

ごみ処理施設については、適正な管理の充実を図るとともに、新たな最終処分場の整備を行います。

し尿処理については、下水道整備に伴うし尿処理量の推移や海洋投入廃止を視野に入れた施設の改善など必要な整備を図ります。

③ 次世代に残す自然環境の保全

施策の体系



○ 環境保全対策の推進

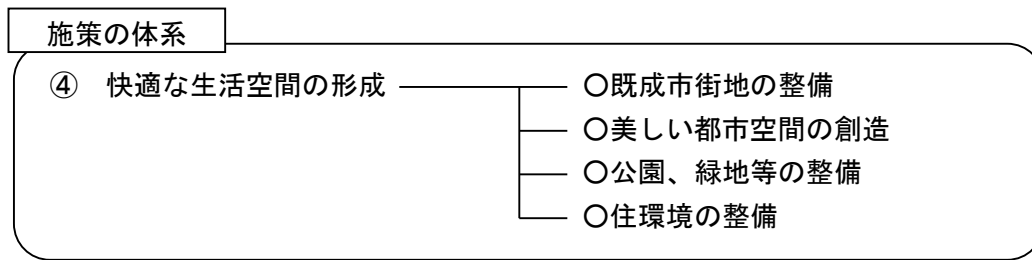
生活環境、地球環境を保全するため、大気、水質、騒音等についての環境調査や工場、事業所等の排水等の指導を行うなど、積極的な環境保全対策を進めます。また、市民、ボランティア、NPO、事業者、行政などが一体となった環境保全活動への取組を進めるとともに、学校教育や生涯学習など様々な機会を通じた環境教育を充実させるなど、環境問題に対する市民意識の高揚を図ります。

○ 多様な自然環境の保全

森林、湖沼、河川、海岸など新市が有する恵まれた自然環境の保全を図るため、森林については、造林や間伐事業等による循環利用や、野生生物の生息、生育環境の確保、水源かん養をはじめとした長期的な視野に立った森林環境の保全を進めます。

また、湖沼、河川、海岸については、生物多様性の観点に立った水辺環境の保全に努めるほか、田園の保全、市街地周辺の里山の樹林地の確保を図るなど、地域特性に応じた環境保全を推進します。

④ 快適な生活空間の形成



○ 既成市街地の整備

密集した住宅地などにおける土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業など、地域の特性に応じた整備、誘導手法等を活用し、良好な市街地環境の形成を目指します。

○ 美しい都市空間の創造

公共建築物等については、良好な景観形成を先導するよう努めつつ、民間建築物等についても、良好な景観が形成されるよう誘導を図ります。

また、歴史的資源の保存と活用を進めるなど地域の特性を生かした美しい都市空間の創造に努めます。

○ 公園、緑地等の整備

公園や緑地については、都市の安全性の確保や良好な景観を備えた地域環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動などの場として、計画的に整備を進めるとともに、自然学習や市民交流の場など、様々な方面への積極的な活用を図ります。

湖沼、河川、海岸等については、親水空間としての整備を進めるとともに、街路等の緑化や市民緑化を推進します。

○ 住環境の整備

地域の特性にふさわしい良好な住環境の形成を図るため、住宅地については、地区計画制度等の活用を促しつつ、建築物の形態や用途等の土地利用規制の適用を行います。

また、市街地への居住を促進するとともに、新たな住宅地の供給については、住宅需要の動向を勘案しながら、計画的な誘導、調整に努めます。

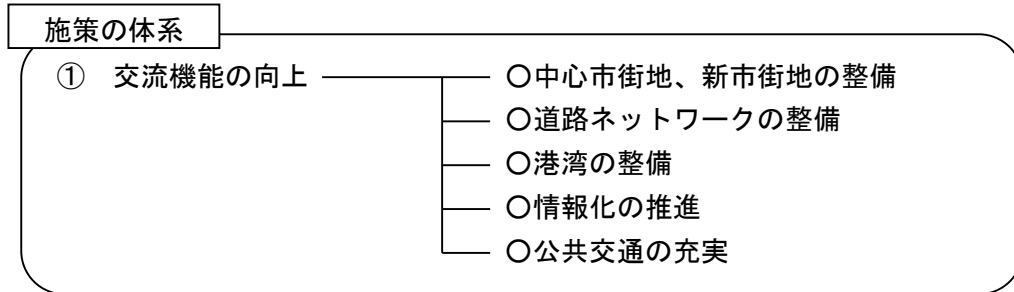
さらに、良質な民間賃貸住宅等の建設を促進するとともに、公営住宅については、既設住宅の改善、改修を行いつつ、公営住宅供給のあり方を検討しながら、必要な場合は老朽施設の建替等を図っていきます。

既存の集落については、自然環境との調和を図りながら、生活環境の整備を進めます。

(1) 環境と共生した暮らしやすい都市の実現	主な事業
◇公共下水道の整備 ◇農業集落排水の整備 ◇合併処理浄化槽設置事業の促進 ◇上水道・簡易水道の整備 ◇水道老朽管更新事業の推進 ◇生活道路新設・改良事業の推進 ◇斎場の整備検討 ◇風力発電等新エネルギー利用の推進 ◇資源の再利用、リサイクルの促進 ◇ごみ最終処分場建設の推進 ◇し尿処理場の整備 ◇環境イベントの開催 ◇水源かん養事業の推進 ◇津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区市街地再開発事業の推進 ◇久居駅周辺整備事業の推進 ◇地域歴史資源の保存と活用 ◇公園緑地整備事業の推進 ◇良質な民間賃貸住宅の建設促進	

(2) 活力のある多様性を持った交流都市の実現

① 交流機能の向上



○ 中心市街地、新市街地の整備

津・久居地域の都心部については、蓄積された都市機能を生かしながら、多様な交流機会の拡充が図られるよう、中心市街地の活性化策を講じます。

近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺については、広域的な交通結節点としての利便性、拠点性を生かした一体的な整備方策についての検討を進めます。

○ 道路ネットワークの整備

広域的な交通需要に対応し、産業面で振興に資するため、国道23号中勢バイパスなどの新市内の国道やグリーンロードなどの広域的な幹線道路等の整備を関係機関に求めていくとともに、市内各地域の交流や連携を強化するための道路整備を進め、新市における道路ネットワークの構築を図ります。

○ 港湾の整備

中部国際空港への海上アクセス港周辺について、マリーナや緑地などのレクリエーション機能も有する広域交流拠点として整備を進めるとともに、港湾計画に基づく港湾整備を促進します。

○ 情報化の推進

公共施設の情報ネットワーク化や、電子申請システムの整備などにより、電子自治体の構築に取り組むほか、情報システムの導入・活用を通じ、行政事務の効率化を進めるとともに、市民が情報通信技術に慣れ親しむ場や機会を提供、充実し、市民の情報リテラシー※の向上に努めます。

※ 情報リテラシー

情報化社会において、コンピューターなど情報関連技術を習得することにより、積極的に情報を活用することのできる能力をいいます。

○ 公共交通の充実

市街地と周辺の住宅地や鉄道駅との交通利便性を高めるとともに、生活者の身近な移動手段の確保を図るため、望ましい新市のバス交通システムについて検討を行います。

また、鉄道やバス等の公共交通機関については、通勤、通学等市民の日常の移動手段として、利便性の向上が図られるよう、ダイヤ編成や路線の充実を促進します。

② 自立的な地域経済の振興

施策の体系

② 自立的な地域経済の振興

- 産業振興拠点の形成
- 農林水産業の振興
- 工業の振興
- 商業の振興
- 観光、レクリエーションの振興
- 雇用機会の創出
- 勤労者福祉の向上

○ 産業振興拠点の形成

自立的な地域経済の振興と雇用機会の創出を図るため、中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいについては、地域産業をけん引する産業振興拠点として先端的産業や研究機関などの立地を進めます。

近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺地域については、流通・業務・商業を中心とする産業振興拠点の整備を検討します。

○ 農林水産業の振興

優良農地の保全や特色ある農業の振興を図るため、用排水路や農道、ため池等の農業基盤の整備を進めます。

また、新市の農業振興プランを策定し、農業者・農業団体の創造的、積極的な取組のもと、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、農用地の利用集積の促進や地域特産物のブランド化、地産地消を進めるなど、農業経営基盤の強化に努めます。

さらには、農業を通じた地域交流を促進し、市民の農業への理解を深めるため、市民農園や観光農園などの整備を図ります。

林業については、間伐の実施、林道の整備、地場産材の活用促進などとともに、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための方策を講じていきます。

水産業については、資源管理型漁業を進めるほか、生産拠点となる漁港については、関係団体との協議・調整のもと諸施設の整備や改修などに努めます。

さらに、農林水産業に従事する担い手の確保、育成を図るため、意欲ある者が参入しやすい環境づくりや技術の向上を支援します。

○ 工業の振興

工業振興については、産業振興拠点への効果的な企業誘致活動の展開に努めるとともに、産学官の連携を図るなど、ベンチャー企業の活動支援や中小企業等による新分野進出、新製品開発等を促進することにより産業技術の高度化や地域の産業競争力の強化等を図ります。

また、産業振興拠点に加え工業団地や工場適地等への企業誘致も積極的に進めます。

○ 商業の振興

新市の魅力ある商業空間を創造していくため、商工会議所や商工会、商店街組合、TMO※などが行う商業環境の整備、魅力的な個店づくりの促進やイベントなどの取組を支援するとともに、各種融資制度の充実などによる地場産業や中小企業の近代化、経営の安定化を促進します。

中心市街地の商業空間については、中心市街地活性化基本計画に基づき、ソフト・ハード事業の一体的な推進を図ります。

○ 観光、レクリエーションの振興

新市を代表する観光地である榊原温泉、青山高原・風力発電施設、安濃ダム・君ヶ野ダム周辺、御殿場海岸、香良洲海岸などの恵まれた観光資源を生かしつつ、キャンプ場やヨットハーバー、津モーターボート競走場等のレジャー施設の活用を図るなど、魅力ある観光地としての整備拡充に努め、観光産業の振興を図ります。

また、観光資源のネットワーク化を図りつつ、インターネット等を活用した情報提供の充実に努めるなど積極的なPR活動を進めます。

○ 雇用機会の創出

次代を担う若者に魅力ある就業の場を提供できるよう、産業振興拠点の形成や適地への企業誘致等による雇用の創出を促進します。

また、情報提供機能を充実するなど若年層から高齢者まで幅広い年代での雇用機会の確保に努めます。

○ 勤労者福祉の向上

労働環境の向上や勤労者福祉の増進については、地域経済産業政策と相まって、安定した雇用の確保と労働環境の改善が図られるよう、事業者、勤労者団体等への啓発活動などに努めます。

※ TMO（タウンマネジメント機関）

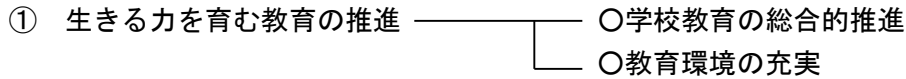
中心市街地における商業集積を一体としてとらえ、業種構成、店舗配置等のテナント配置、基盤整備及びソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を管理する機関をいいます。

(2) 活力のある多様性を持った交流都市の実現	主な事業
◇中心市街地活性化事業の推進 ◇近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺の整備促進、検討 ◇主要幹線、地域間道路の整備 - 河芸町島崎町線、上浜元町線、高茶屋東出線、北神山戸島線、檜木原上原線、 - 内多清水ヶ丘線、新開地14号線、井生波瀬線、五斗代線、逢坂線 ◇中部国際空港海上アクセス港周辺整備 ◇電子自治体の構築と情報システムの導入・活用 ◇鉄道、バス路線の利便性の確保 ◇産業振興拠点等への企業、研究機関の誘致 ◇農林水産業生産基盤の整備・経営基盤の強化促進 ◇農林水産業の担い手育成事業の推進 ◇地域特産物のブランド化 ◇地産地消の推進 ◇市民観光農園の整備 ◇漁港の整備促進 ◇地域企業、起業家に対する事業活動支援と新事業等の創出促進 ◇産学官連携の推進 ◇商工会議所、商工会、TMO等の商業環境整備の促進 ◇観光レクリエーション施設の整備とネットワークづくり ◇観光イベントの開催	

(3) 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

① 生きる力を育む教育の推進

施策の体系



○ 学校教育の総合的推進

子どもたちが主体的かつ創造的に生きていくことができるよう、個性を重視したきめ細かな教育を推進する中で、確かな学力の向上を図るとともに、健やかな成長を促進する健康教育の充実や、地域文化に触れるなど豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。そのため、教員の資質向上のもと、時代のニーズを的確に捉えた調査研究を進めながら、新市の教育特性に応じた独自の学力向上策を打ち出し、社会の変化に対応した教育システムの構築を進めます。

○ 教育環境の充実

学校・園施設の耐震化・老朽化などの対策として計画的な改築や改修を行うとともに、時代のニーズにあった特色ある学校づくりを効果的に行えるよう、既存の施設、設備の有効活用を進めながら、安全面に配慮した良質な教育環境の確保に努めます。

また、地域の期待にこたえる特色ある学校づくりに向け、保護者や地域の人々の声や期待を学校運営に反映させるための仕組みづくりを進めるとともに、学校の教育内容の公開などを進めながら、地域と一体となった教育環境づくりに努めます。

② 高等教育機関との連携・充実

施策の体系

- ② 高等教育機関との連携・充実
- 高等教育機関との連携
 - 三重短期大学の充実

○ 高等教育機関との連携

三重大学や、三重短期大学など、高等教育機関が集積する地域特性を生かし、複雑・多様化する社会経済情勢に適応できる人材の育成や、高等教育機関が有する知的資源を生かしたより一層の地域への開放を促進するなど、市民文化の向上と地域の活性化を図ります。

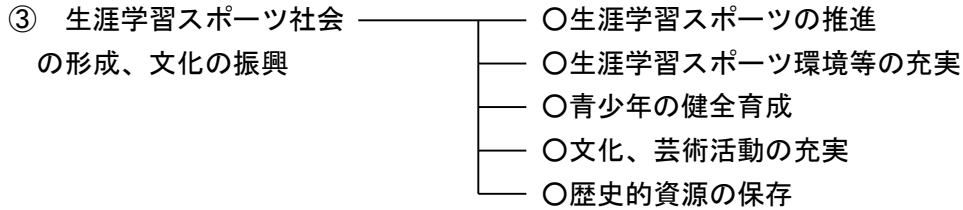
また、高等教育機関と企業の共同研究を支援するなど、産学官の連携を促進します。

○ 三重短期大学の充実

三重短期大学においては、教育内容や教育環境の整備充実に努めるとともに、公開講座の一層の充実、施設の開放やシンクタンクとしての機能充実など、市民等への生涯学習機会の拡充を図り、地域に根ざした高等教育機関となるよう努めます。

③ 生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

施策の体系



○ 生涯学習スポーツの推進

生涯学習支援システムなど情報環境の整備に努めるとともに、活動のきっかけづくりとして幅広い年齢の新しいニーズに対応する教室・講座の開催や各種スポーツ大会の開催による幅広い生涯学習スポーツ活動の振興を図ります。また、生涯学習支援ボランティアなどの活動が、学校を含めた地域づくりに生かせるよう取り組みます。

○ 生涯学習スポーツ環境等の充実

市民の自主的な活動を支える学習環境の充実を図り、生涯学習スポーツ施設の効果的な活用を推進するとともに、学校体育施設の開放による活動の場の充実を図るなど、生涯学習スポーツ環境の充実に努めます。

また、子どもの育成や高齢者の生きがいをいづくりにも資するよう、地域住民が主体的に取り組む総合型地域文化・スポーツクラブの育成・支援を図るとともに、地域のリーダーとなる人材の養成に努めます。

図書館においては、情報提供サービスの充実を図ります。

○ 青少年の健全育成

家庭や地域、学校、行政などが相互に連携し、青少年の健全育成のための環境づくりに取り組むとともに、家庭教育の推進や、青少年育成団体との協働のもと地域での交流活動などを通じて、家庭や地域社会の教育力の向上に努めます。

○ 文化、芸術活動の充実

地域に根ざした個性的な文化・芸術・創作などの環境づくりを進めるため、文化施設のネットワーク化と機能連携を図りつつ、情報提供による市民の文化や芸術に対する自主的な活動を促すとともに、市民ニーズに対応した利用しやすい施設への改良など必要な整備に努めます。

また、三重県の「新しい博物館」の新市内への整備促進を県に要望します。

○ 歴史的資源の保存

貴重な文化財や歴史遺産をはじめ、伝統芸能などについてはその保存と伝承に努めるとともに、地域学習の場としての活用や市域内外への啓発など積極的な活用や振興策を展開します。

④ 市民活動の促進

施策の体系



○ 地域コミュニティやボランティア、NPO活動の支援

地域におけるコミュニティ活動の活発化を促すため、市民センターなどの地域コミュニティ施設における地域活動を振興するための環境整備を進めます。

また、地域リーダーの育成や、自治会をはじめ、子ども会、健康づくり活動など様々な地域コミュニティ活動を支援するとともに、ボランティアやNPOと協働したコミュニティの醸成に努めます。

○ 市民交流の推進

より活発で幅広い市民の交流を促し、市民相互の連帯意識の醸成を図るため、活動団体などの情報提供やネットワークづくりに取り組むとともに、伝統行事や自主的なまちおこし活動など、地域に根ざした幅広い分野の活動の有機的な連携を促進します。

○ 都市間交流、国際交流の推進

歴史的な経過やつながりなどを背景とした都市間交流については、市民レベルでの交流を支援するとともに、国際交流については、関係団体などとの連携を図りながら、姉妹都市や友好都市との交流事業をはじめ、在住外国人との交流など幅広い国際交流を推進します。

○ 男女共同参画の推進

女性の社会参画がより一層促進されるよう、多様なニーズに対応した保育サービス・在宅福祉サービスなどの就業のための条件整備や福祉の充実に努めます。

また、家庭や職場などあらゆる分野で男女がともに参画できるよう、研修や学習機会、情報の提供などを進めます。

⑤ 人権尊重社会の形成

施策の体系

⑤ 人権尊重社会の形成 ————— ○人権施策の推進

○ 人権施策の推進

同和問題、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などすべての人々の人権が保障される地域社会づくりのため、啓発活動や人権教育などを推進します。

このため、市民の人権に対する正しい理解と認識を深めるよう、人権講演会・研修会等の開催など広報啓発活動を積極的に行います。

学校教育においては、人権を尊重する意識を高め、差別を許さない、差別をなくす実践力を育成するとともに、人を思いやる心を育む人権教育を推進します。

また、各地域、人権擁護機関など関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

(3) 市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現 主な事業

- ◇小中学校施設の整備（大規模改修、耐震補強、老朽化施設の建替え事業）
- ◇給食センターの整備の検討
- ◇高等教育機関と地域との連携事業の実施
- ◇三重短期大学の教育環境の充実
- ◇総合型地域文化スポーツクラブの育成
- ◇総合的な健康スポーツ施設の整備の検討
- ◇生涯学習スポーツ施設の整備
- ◇文化施設の整備
- ◇歴史資料館整備の検討
- ◇地域伝統文化の保存、伝承
- ◇コミュニティ施設の整備
- ◇市民まつり等の開催
- ◇男女共同参画の啓発活動の推進
- ◇人権啓発活動の推進
- ◇人権教育の推進

(4) 安全で安心して暮らせる都市の実現

① 安全なまちづくりの推進

施策の体系

- | | |
|---------------|--|
| ① 安全なまちづくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 治山、治水対策の推進 ○ 災害に強い都市構造の形成 ○ 消防、救急、救助体制の充実 ○ 地域防災体制の強化 ○ 交通安全対策の推進 ○ 防犯対策の推進 ○ 消費者の保護 |
|---------------|--|

○ 治山、治水対策の推進

山林の保水力の向上、土石流、急傾斜地等の土砂災害危険箇所対策などの治山事業の推進に努め、上流から下流まで流域単位での一体的な河川整備の取組、海岸堤防等の改修など、山林、市街地など地域特性に応じた総合的な治山、治水対策を進めます。

○ 災害に強い都市構造の形成

各種の災害から市民の生命を守るため、災害に対する警戒避難体制の整備を進めます。

今後予想される東海・東南海・南海地震時等において、大規模な火災発生のおそれのある住宅密集地については、道路や公園、河川等による延焼遮断空間の確保など延焼を防止できる市街地の形成に努めるとともに、海岸部では、津波、液状化※等の災害に対する整備を進めます。

また、緊急伝達網の整備、緊急輸送用道路の確保、飲料水の貯留などによるライフライン※の確保を図るとともに、公共建築物の耐震性の向上に努めます。

※ 液状化

地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまう現象です。埋立地や河口など砂質の地盤で起こり、地盤の上の建物を傾かせたり沈ませたりします。

※ ライフライン

生活・生命を維持するために欠くことの出来ない水道・電気・ガスなどの供給路や通信・輸送の手段をいいます。

○ 消防、救急、救助体制の充実

消防本部及び消防署の機能充実に努めるとともに、消防車両、消防資機材及び消防緊急通信指令システムの計画的な更新整備を図ります。

また、消火栓、耐震性防火水槽等地域の実情に応じた計画的な整備を図るほか、河川等の自然水利の有効利用を進めるなど消防水利の確保に努めます。

救急時の対応として、救急救命士の養成や高規格救急車等の計画的な整備を行うほか、医療機関等と連携した高度救急体制の整備を促進します。

救助体制については、資機材の整備と職員の救助技術の向上等を推進するとともに、水難時の体制についても一層の強化を図ります。

○ 地域防災体制の強化

地域消防のかなめである消防団の充実や自治会等を中心とした自主防災組織の育成を行います。また、防災訓練などを開催し、防災意識の高揚を図るなど、防災教育を推進するほか、防火対策として、住宅防火の促進や事業所等における防火管理体制の指導強化に努めます。

○ 交通安全対策の推進

交通安全対策については、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮し、交差点の改良や歩車道の分離など交通安全施設の整備を進めます。また、関係機関と連携した交通安全運動の促進と交通安全に関する指導・啓発など交通安全知識の普及を図ります。

○ 防犯対策の推進

防犯については、防犯意識の高揚を図るとともに、防犯施設の整備を推進します。

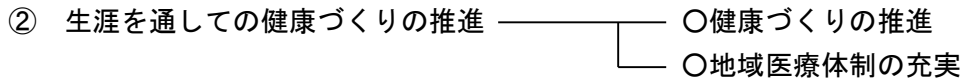
また、地域におけるコミュニティを核として、警察などと連携した防犯活動を推進します。

○ 消費者の保護

消費者の被害を未然に防ぎ、安心できる商品の購入やサービスが受けられるよう、消費生活に関する総合的な情報提供や研修などによる啓発活動や相談活動の促進に努めます。

② 生涯を通しての健康づくりの推進

施策の体系



○ 健康づくりの推進

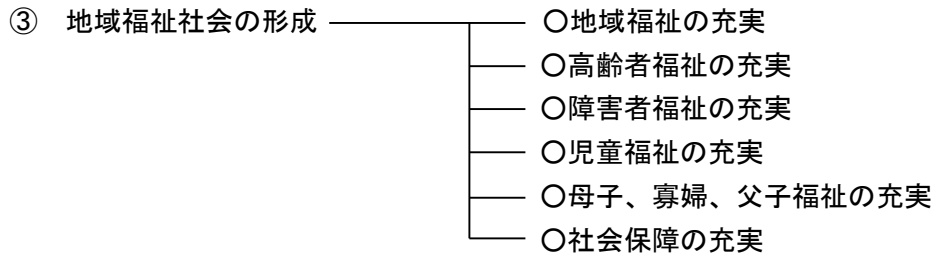
市民の自発的な健康づくりを積極的に支援するため、生活習慣の改善や生活習慣病に関する正しい知識の普及と情報の提供に努めます。また、健康診査、健康教育・相談、保健指導の充実強化を図るなど、乳幼児期から高齢期にいたるまで生涯を通しての健康づくりの総合的な推進に取り組みます。

○ 地域医療体制の充実

どこでも、だれでも安心して医療が受けられる体制づくりに努めるほか、県、医師会などとの連携により、救急医療体制の整備充実を図ります。また、夜間における子どもの一次救急医療としての役割が担えるよう、夜間こども応急クリニックの充実に努めます。

③ 地域福祉社会の形成

施策の体系



○ 地域福祉の充実

高齢者や障害者、子どもたちなどが身近なところで支えられ、安心して生活できるよう、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会への支援を行うとともに、ボランティア、NPOなど各種関係団体と連携し、地域で助け支え合う福祉ネットワークづくりを推進します。

このため、学校などあらゆる機会を通じた福祉教育、研修等を行うなど、広報・啓発活動を推進し、ノーマライゼーション※理念の普及を図り、市民の相互扶助意識の高揚に努めつつ、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを積極的に進めます。

○ 高齢者福祉の充実

高齢者の健康づくりや生きがいづくり活動を促進するほか、在宅福祉サービスなどの充実を図るとともに、地域活動への参加やシルバー人材センターなどを通しての社会参加を促進します。

また、要介護となっても、在宅生活が送れるよう地域ケア体制を充実させるほか、介護負担の軽減を図るため、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

○ 障害者福祉の充実

障害者にとって住みやすい環境づくりのため、在宅福祉サービスの拡充に努めるとともに、生活相談・情報提供など支援体制の強化を図ります。

また、各種訓練施設などの充実に努めるとともに、スポーツ・文化活動などへの障害者の自主的な参加の促進や就業の場の確保に努めるなど、障害者の自立を支援します。

※ ノーマライゼーション

年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人々が人間として普通の生活をおくるため、ともに暮らし、ともに生きぬく社会こそ、正常であるという考え方です。

○ 児童福祉の充実

児童の健全な育成を図るため、児童相談所などと連携し、児童・保護者への支援体制の強化を図ります。また、保育については多様なニーズに応じた保育内容の充実に努めるとともに、子育て不安の解消のため保育所等を活用し、地域における子育て支援に努めるなど、少子化対策に積極的に取り組み、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

さらに、就学前教育の観点も踏まえながら、幼稚園・保育所の連携を図るほか、保育施設の改修・整備など、保育環境の向上に努めます。

○ 母子、寡婦、父子福祉の充実

母子・寡婦世帯の経済的自立と生活の安定を支援するため、関係機関と連携して技能習得や就労の促進を行うほか、助成制度や貸付制度などの活用を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

また、母親あるいは父親の就労を容易にするための保育体制の充実に努めます。

○ 社会保障の充実

国民健康保険制度のより健全で安定した事業運営に努めるため、広報・啓発活動を進めます。また、保険料の適正な賦課と安定的な収納の確保に努めるとともに、各種健康診査などによる疾病の予防、早期発見等の保健事業を推進します。

介護保険については、広報啓発活動を推進し市民の理解を深めるとともに、サービス供給体制の整備を図ります。

国民年金制度の円滑な運営を図るため、広報啓発活動に努めます。

生活に困窮する人々の相談に対する適正な助言、指導を行うため、各関係機関と連携を強化し、支援体制の充実に図ります。

④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策の体系

④ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 —— ○ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進

○ ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進

高齢の人や障害のある人ばかりではなく妊娠している人、子育て中の人、子ども、外国の人などを含め、すべての市民が自由に社会参加のできるユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進します。また、この考え方にに基づき、バリアフリー化による公共施設の整備・改修を順次進めるとともに、市民の意識高揚を図るため、普及啓発活動に努めます。

(4) 安全で安心して暮らせる都市の実現	主な事業
◇ 1・2級河川改修の促進、準用河川改修の推進	
◇ 海岸堤防の整備促進	
◇ 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進	
◇ 庁舎の耐震診断、整備	
◇ 防災無線システムの整備	
◇ 消防庁舎の整備	
◇ 消防車両・救急車両・消防資機材の整備	
◇ 消防緊急通信指令システムの整備	
◇ 消防水利の整備	
◇ 医療機関と連携した高度救急体制の整備	
◇ 自主防災組織の育成	
◇ 消防団活性化の推進	
◇ 交通安全施設・防犯施設の整備	
◇ 消費生活情報提供	
◇ 保健施設の整備	
◇ 健康診査、健康教育、健康相談、保健指導の推進	
◇ 休日・夜間の救急医療体制の充実	
◇ 高齢者健康づくり、生きがい事業の推進	
◇ シルバー人材センターの充実	
◇ 在宅福祉サービスの充実	
◇ 高齢者、障害者等福祉施設の整備促進	
◇ 保育施設の整備促進	
◇ ユニバーサルデザインの啓発活動の推進	
◇ 公共施設等のバリアフリー化の推進	

施策体系図

将来像

基本理念

基本政策

施策

環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都

環境と共生した暮らしやすい都市の実現

生活基盤の整備

循環型社会の形成

次世代に残す自然環境の保全

快適な生活空間の形成

活力のある多様性を持った交流都市の実現

交流機能の向上

自立的な地域経済の振興

市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

生きる力を育む教育の推進

高等教育機関との連携・充実

生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

市民活動の促進

人権尊重社会の形成

安全で安心して暮らせる都市の実現

安全なまちづくりの推進

生涯を通しての健康づくりの推進

地域福祉社会の形成

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

生活排水、雨水排水対策の推進
上水道、簡易水道の整備
生活道路の整備
環境衛生対策の充実

環境負荷の少ないエネルギー利用
資源の循環的利用の推進
廃棄物等の適正な処理

環境保全対策の推進
多様な自然環境の保全

既成市街地の整備
美しい都市空間の創造
公園、緑地等の整備
住環境の整備

中心市街地、新市街地の整備
道路ネットワークの整備
港湾の整備
情報化の推進
公共交通の充実

産業振興拠点の形成
農林水産業の振興
工業の振興
商業の振興
観光、レクリエーションの振興
雇用機会の創出
勤労者福祉の向上

学校教育の総合的推進
教育環境の充実

高等教育機関との連携
三重短期大学の充実

生涯学習スポーツの推進
生涯学習スポーツ環境等の充実
青少年の健全育成
文化、芸術活動の充実
歴史的資源の保存

地域コミュニティやボランティア、NPO活動の支援
市民交流の推進
都市間交流、国際交流の推進
男女共同参画の推進

人権施策の推進

治山、治水対策の推進
災害に強い都市構造の形成
消防、救急、救助体制の充実
地域防災体制の強化
交通安全対策の推進
防犯対策の推進
消費者の保護

健康づくりの推進
地域医療体制の充実

地域福祉の充実
高齢者福祉の充実
障害者福祉の充実
児童福祉の充実
母子、寡婦、父子福祉の充実
社会保障の充実

ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進

V 新市における三重県事業

1 三重県の役割

新市は、三重県との機能分担を図り、連携・協働して、新市のまちづくりを進めます。

三重県は、新市の自主性・自立性を尊重しながら、新市が行うまちづくりを、合併支援交付金制度に基づく財政支援などにより、支援します。

2 新市における三重県の主な施策等

(1) 保健・医療・福祉の充実

- 地域住民の安全が確保され、各種のバリア（心、体、性差、意識等）をなくし、安心して健やかな生活が送れる社会の構築を目指して、地域の主体性を尊重しつつ、住民のニーズに応じた多様で高度な保健・医療・福祉サービスを提供します。

このため、保健・医療・福祉にかかわる人材育成に努めるとともに、各種団体・NPO・ボランティア等のパートナーとの積極的な協働に努めながら、地域福祉の推進、児童福祉、子育て環境づくりの充実、健康づくりの推進と医療提供体制の充実などを図る事業を行います。

(2) 教育・文化・スポーツの振興

- 一人ひとりが、個性と創造性を持ち、自らの夢の実現に向け意欲的に生きていくために、人生のあらゆる場面において、自分にあった学習機会が得られる教育環境づくりを行います。また、誰もが個性的で創造性豊かな生活を送り自己実現が果たせる社会の実現をめざして、文化やスポーツが身近に感じられ、楽しむことのできる環境づくりを推進します。

このため、学校教育の充実と生涯学習の推進、スポーツの振興、住民との協働を基本とした文化の振興を図るとともに、文化施設を住民が気軽に利用できるよう機能の拡充を進めます。

(3) 産業の振興と雇用支援

- 消費者を起点に置き、安全で安心できる食料の供給を目指すとともに、地域の特色ある戦略的なものづくりと、サービスの提供を行い、農林水産業、商工業、観光産業の振興を図ります。また、自然環境を含め、地域資源を生かした、活力ある農山漁村づくりと、まちづくりを通じ、地域住民はもとより、訪れる人々にやすらぎと住みやすい地域づくりを目指します。

このため、農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備、漁港整備、中心市街地及び地域産業の活性化、企業誘致などの事業を行います。

また、雇用確保にあたっては、若年者や中高年者等、さまざまな対象者に応じて、きめ細かで即効性のある対策を推進します。

(4) 生活環境・県土の保全

- 住民や市町村との協働により、人権意識の一層の高揚を図る取組や、男女共同参画の地域づくりを進めるなど、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現をめざします。

また、安全な消費生活の確保、地域と一体となった防犯対策や交通事故抑止対策の一層の強化、地域が主体となった青少年の健全育成活動等の推進を通して、住民が安全で安心して暮らせる心豊かな社会の実現に努めます。

- 資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用などの環境にやさしい行動を推進し、自然と調和した良好な環境の確保に努めます。

- 山地災害の防止、水資源のかん養、保健休養や教育の場の提供などの森林の持つ多様な公益的機能を持続的に発揮させるため、健全で活力のある森林の整備を推進します。

このため、造林・間伐、林道整備、治山などの事業を行います。

- 社会資本の整備及び管理を着実に推進し、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

このため、道路や歩道の整備、河川改修、砂防、急傾斜地崩壊対策、下水道などの事業を行います。

- 災害等危機に際し、迅速、的確に対処できる体制を整備します。

このため、東海・東南海・南海地震をはじめとする大規模地震対策として、「三重地震対策アクションプログラム」により地震対策推進体制の整備を図り、県民防災意識の普及啓発の促進、地震災害に強いまちづくりの推進、自主防災組織の活性化などの事業を行います。

3 新市における三重県の主な事業

新市において、三重県は各分野における事業計画などに基づき各種の事業を行っていますが、この中から、特に、新市まちづくり計画の期間中に、合併に資する効果があると位置づけられた事業は、次のとおりです。

なお、事業実施にあたっては、新市が積極的に協力します。

(1) 三重県が事業主体となつて行う事業

主な事業
① 県営林道経ヶ峰線開設事業 ② 県営ふるさと林道杉線開設事業 ③ 広域営農団地農道整備事業（中勢3期地区：グリーンロード） ④ 国道163号（南河路バypass）道路改築事業 ⑤ 県道三宅一身田停車場線（大里野田）道路改築事業 ⑥ 県道久居河芸線（五軒町）道路改築事業 ⑦ 県道久居河芸線（野田）道路改築事業 ⑧ 県道津久居線（半田）道路改築事業 ⑨ 都市計画道路相川小戸木橋線街路事業 ⑩ 国道163号（長野峠バypass）道路改築事業 ⑪ 県道一志美杉線（波瀬バypass）道路改築事業 ⑫ 県道久居美杉線（井生バypass）道路改築事業 ⑬ 県道一志嬉野線（一志嬉野）道路改築事業 ⑭ 国道368号（杉平工区）道路改築事業 ⑮ 県道久居美杉線（須渕工区）道路改築事業 ⑯ 県道久居美杉線（持経工区）道路改築事業 ⑰ 二級河川相川（河口付近右岸）広域基幹河川改修事業 ⑱ 二級河川安濃川（三泗川工区）広域基幹河川改修事業 ⑲ 中勢沿岸流域下水道整備事業（志登茂川処理区） ⑳ 中勢沿岸流域下水道整備事業（雲出川左岸処理区） ㉑ 中勢沿岸流域下水道整備事業（松阪処理区）

(2) 三重県が事業主体となつて着手に努める事業

主な事業
㉒ 都市計画道路阿漕浦野田線街路事業 ㉓ 県道亀山安濃線（高野尾～安濃）道路改築事業 ㉔ 県道草生窪田津線（窪田）道路改築事業 ㉕ 県道草生曾根線道路改築事業 ㉖ 県道一志出家線（中川原橋）道路改築事業 ㉗ 県道香良洲公園島貫線（香良洲橋）道路改築事業 ㉘ 県道一志嬉野線（八太）道路改築事業 ㉙ 県道二本木御衣田線（岡→川口地内）道路改築事業 ㉚ 国道368号（下太郎生工区）道路改築事業 ㉛ 県道久居美杉線（竹原）道路改築事業 ㉜ 二級河川志登茂川（江戸橋工区）広域基幹河川改修事業 ㉝ 伊倉津地区小型船だまり整備事業

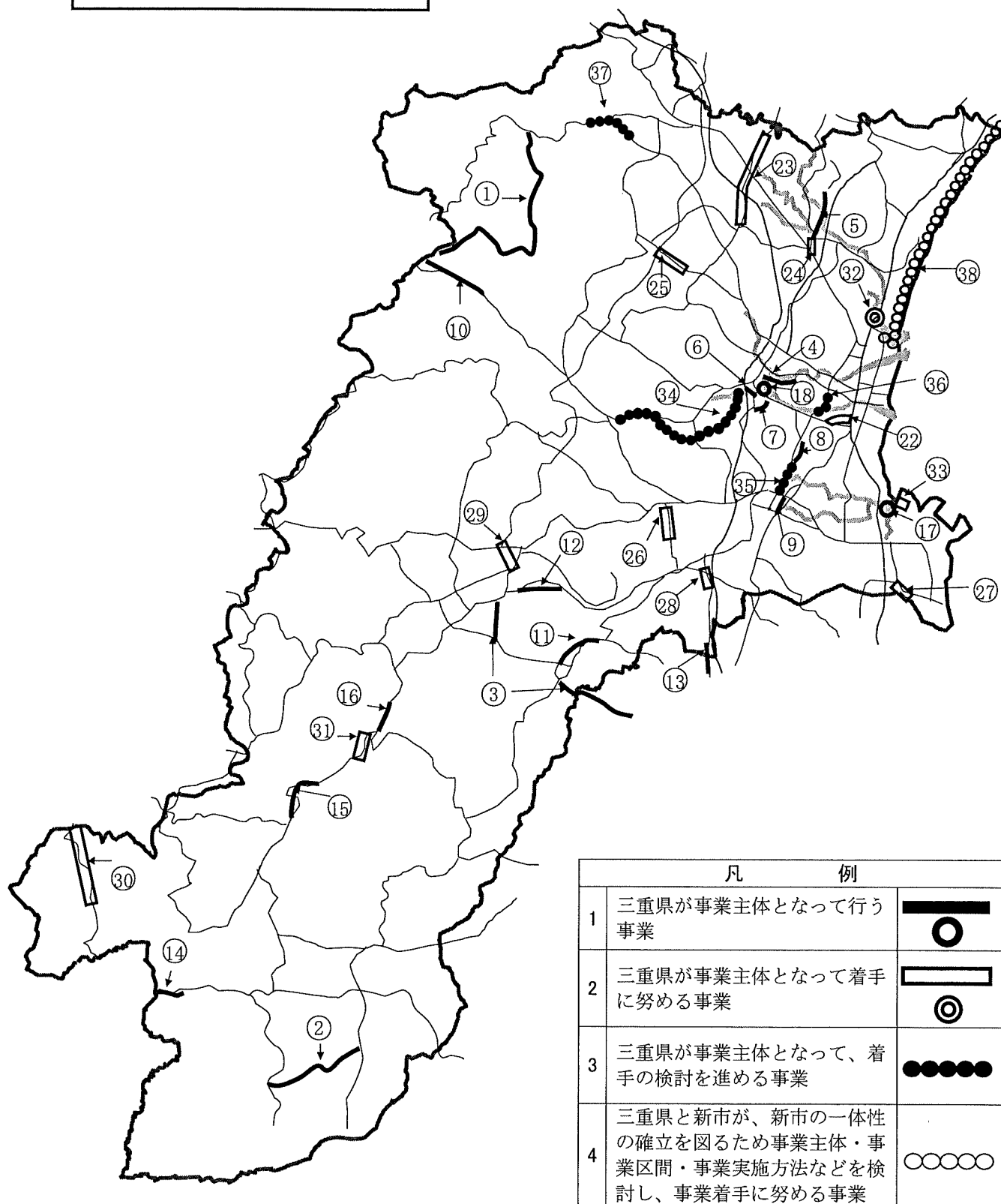
(3) 三重県が事業主体となって、着手の検討を進める事業

主な事業
③④国道 163 号（片田バypass）道路改築事業 ③⑤県道津久居線（藤ヶ丘）道路改築事業 ③⑥県道津久居線（新町）道路改築事業 ③⑦県道津芸濃大山田線（雲林院）道路改築事業

(4) 三重県と新市が、新市の一体性の確立を図るため事業主体・事業区間・事業実施方法などを検討し、事業着手に努める事業

主な事業
③⑧都市計画道路河芸町島崎町線整備事業

三重県の主な事業箇所図



番号については、47・48 頁の三重県の主な事業と同じ番号です。ただし、⑲⑳㉑については、記載をしていません。

公共的施設の統合整備と適正配置

公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、市民生活に不便を及ぼさないよう配慮して検討を行います。

その際、効率的な管理・運営はもとより、地域の特性やバランスと財政事情等を考慮していきます。

さらに、新たな公共的施設の整備についても、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用することはもとより、必要に応じて除却や売却なども行いながら、効率的な整備に努めます。

また、合併以前の市役所、町村役場については、市民生活に密着した行政サービスの提供などを行う施設として存続、活用するとともに、情報通信ネットワークの整備・強化等により機能の充実を図ります。現在の各市町村の支所、出張所も、新市において出張所として存続します。

財政計画

1 計画期間

計画期間は、平成18年度から令和7年度までの20年間とします。

2 作成方法

健全な財政運営を行うことを前提として、平成16年度の新市まちづくり計画作成時には、歳入歳出それぞれ過去の実績や様々な合併効果を考慮し、普通会計ベースで作成を行いましたが、令和元年度の改定において、現行の地方財政制度を基本とし、社会情勢の変化やまちづくりの進捗状況を踏まえ、平成30年度決算を基準に普通会計ベースで推計したものです。

また、平成18年度から平成30年度までの数値はそれぞれの年度の決算数値です。

なお、主な前提条件は以下のとおりです。

(歳入)

(1) 地方税

現行税制度を基本とし、税制改正及び過去の実績等を踏まえ算定しています。

なお、市民税については、将来の人口減少も見込んで算定しています。

(2) 地方譲与税、各種交付金

過去の実績等を踏まえ、今後予定されている制度改正を反映し、算定しています。

(3) 地方交付税

合併算定替特例による段階的な縮減措置を令和2年度まで反映し、合併特例事業債、臨時財政対策債の元利償還金における交付税措置を見込み、算定しています。

(4) 分担金及び負担金・使用料及び手数料

過去の実績等を踏まえ、分担金及び負担金、使用料及び手数料については、同水準で推移するものとして算定しています。

(5) 国庫支出金・県支出金

過去の実績等を踏まえ、今後の社会保障関係経費に係るものについて反映を行い算定しています。

(6) 地方債

計画上の合併特例事業債活用事業を反映し、臨時財政対策債は同水準で推移するものと算定しています。

(7) 諸収入その他

過去の実績等を踏まえ、同水準で推移するものと算定しています。

(歳出)

(1) 人件費

採用退職見込数を踏まえるとともに、令和2年度からは会計年度任用職員制度を導入することにより臨時職員の賃金が物件費から人件費に計上替えとなること等による増を見込み、その後は同水準で推移するものと見込んで算定しています。

(2) 扶助費

幼児教育・保育の無償化等を踏まえ、2%の増と見込んで算定しています。

(3) 公債費

今後の地方債の発行予定額に応じ元利償還金を見込んで算定しています。

(4) 物件費

過去の実績等を踏まえるとともに、令和2年度からは会計年度任用職員制度を導入することにより臨時職員の賃金が物件費から人件費に計上替えとなることによる減を見込み、その後は同水準で推移するものと見込んで算定しています。

(5) 維持補修費・補助費等

過去の実績等を踏まえ、同水準で推移するものと見込んで算定しています。

(6) 積立金

寄附金、利息の積立として1億円を見込み、歳入歳出の差引額が見込まれる年度は積立金を見込んでいます。

(7) 繰出金

過去の実績等を踏まえ、同水準で推移するものと見込んで算定しています。

(8) 普通建設事業費

合併特例事業債活用事業を反映し、その他の普通建設事業については、一定水準の確保で推移するものと見込んで算定しています。

3 歳入・歳出推計

区 分	決 算 数 値															年 度 別 推 計						
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)	(歳入)
地方税	38,394	41,917	42,544	40,741	40,293	41,328	40,670	40,810	40,811	41,113	40,892	41,379	41,652	41,041	41,031	40,105	40,281	40,423	40,005	40,049		
地方譲与税	3,413	1,430	1,393	1,219	1,181	1,159	1,084	975	934	1,161	958	956	970	973	968	979	999	994	989	1,017		
各種交付金	5,993	5,058	4,821	4,603	4,469	4,321	4,002	4,394	4,680	6,825	5,948	6,442	6,653	6,194	7,061	7,360	7,261	7,178	7,164	7,150		
地方交付税	15,826	14,583	15,604	17,266	19,293	19,996	19,936	19,771	20,072	19,508	19,005	18,630	18,897	18,299	17,449	16,940	17,521	17,786	17,638	17,278		
分担金及び負担金	1,229	1,303	1,290	1,323	1,316	1,339	1,386	1,308	1,348	1,082	1,016	993	917	904	500	500	500	500	500	500		
使用料及び手数料	3,178	3,140	2,808	2,817	2,793	2,780	2,754	2,781	2,734	2,663	2,647	2,646	2,714	2,687	2,521	2,521	2,521	2,521	2,521	2,521		
国庫支出金	7,746	7,251	7,632	16,122	12,543	12,563	11,450	13,927	16,393	15,283	14,248	14,523	15,249	15,401	15,941	16,249	16,563	16,723	16,885	17,212		
県支出金	4,354	4,800	4,889	4,966	5,929	6,042	6,227	6,164	6,418	6,584	7,063	7,448	7,130	7,201	7,451	7,595	7,742	7,817	7,893	8,046		
地方債	5,994	4,251	8,817	6,147	10,552	8,054	8,439	12,660	12,212	16,669	12,660	13,215	9,626	16,173	9,760	6,380	6,280	6,280	6,280	5,200		
その他収入	11,836	11,101	7,312	9,134	4,351	7,330	6,245	4,910	5,948	4,710	5,597	6,153	5,406	4,788	2,955	4,196	3,245	3,751	3,680	3,643		
歳入合計	97,763	94,834	97,110	104,338	102,720	104,912	102,193	107,700	111,550	115,598	110,054	112,385	109,214	113,661	105,637	102,825	102,913	103,973	103,555	102,616		

各種交付金…………… 利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

その他の収入…………… 財産収入、諸収入、繰入金・繰越金(決算数値)

区 分	決 算 数 値															年 度 別 推 計						
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)
人件費	21,992	22,565	21,443	20,909	20,434	20,610	19,977	19,262	19,581	19,843	19,615	19,527	19,682	20,481	23,278	23,443	23,409	23,508	23,574	23,508		
扶助費	12,242	13,029	13,392	14,279	18,449	19,334	19,970	20,691	21,980	22,310	23,322	24,318	23,621	24,323	25,331	25,838	26,355	26,882	27,420	27,968		
公債費	13,113	13,157	13,189	12,712	12,548	12,289	11,461	11,357	10,717	9,594	9,808	10,071	11,078	10,864	10,913	11,080	11,858	12,439	11,698	11,171		
物件費	14,034	14,496	13,907	15,373	15,749	16,697	17,013	16,770	16,287	18,148	18,149	18,199	18,644	19,583	15,777	15,777	15,777	15,777	15,777	15,777		
維持補修費	961	845	813	955	1,233	1,216	1,006	997	923	944	940	957	973	983	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
補助費等	3,679	3,829	4,624	8,912	3,817	3,734	3,725	3,938	4,804	11,343	10,963	10,987	11,073	11,184	10,651	11,766	10,088	10,088	10,088	10,088		
積立金	3,629	4,059	5,533	4,131	823	1,948	1,694	1,919	1,007	634	365	354	174	170	170	170	170	170	170	170		
投資及び出資金、貸付金	532	498	516	494	210	258	92	389	113	112	90	101	416	116	116	116	116	116	116	116		
繰出金	12,223	11,831	12,213	12,210	13,465	12,892	13,300	13,970	14,915	10,526	10,223	9,980	10,101	10,243	10,252	10,312	10,374	10,437	10,500	10,566		
普通建設事業費	8,919	7,711	9,268	12,442	11,331	12,051	11,895	16,001	19,596	21,112	16,107	17,322	12,659	15,714	8,149	3,323	3,766	3,556	3,212	2,252		
歳出合計	91,324	92,020	94,898	102,417	98,059	101,029	100,133	105,294	109,923	114,566	109,582	111,816	108,421	113,661	105,637	102,825	102,913	103,973	103,555	102,616		

まちづくり推進のための方策

1 市民参画の推進

まちづくりの推進に際しては、市民と行政が共にまちづくりのビジョンを共有し、それぞれの責任を明確にし、それぞれの役割を果たせるような協働の関係をつくりあげることが必要です。

このため、広報広聴活動の充実や情報公開の推進により情報の共有化に努めるとともに、市民から市政への政策提言や協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに努め、市政への様々な段階における多様な形での市民参画を推進します。

さらには、このようなまちづくりを進める方策として、自治基本条例の制定を検討します。

また、各地域の市民の意見を市政に反映させるため、合併前の市町村の区域ごとに、地域審議会を設置します。

2 行財政改革の推進

新市は、地方分権時代にふさわしい自立した責任ある行政経営体として、効率的・効果的な行政運営に努めていかなければなりません。

行政の効率化を進めるため、市民、民間と行政との役割分担を明確にした事務事業の見直しに努めるとともに、市民にとって常に分かりやすい簡素な組織づくりを進めます。

さらに、財源の安定的な確保に努めながら、投資効果を重視した計画的な財政運営に努めます。

また、効果的な行政サービスの提供が行えるよう、情報化を通じた市民生活の利便性の向上を図りつつ、新市の行う施策を適切に評価する行政評価システムの構築を進めるほか、サービスの担い手である職員の政策形成能力の育成など資質の向上に努めながら、市民本位の充実した行政サービスの提供を進めます。

津市告示第 1 5 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和元年 1 1 月 1 日に専決処分した予算の要領及び令和元年 1 2 月 1 8 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和元年度津市一般会計補正予算（第 5 号）

令和元年度津市一般会計補正予算（第 6 号）

令和元年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度津市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

令和元年度津市モーターボート競争事業会計補正予算（第 1 号）

令和元年度津市一般会計補正予算（第 7 号）

令和元年度津市一般会計補正予算（第５号）

令和元年度津市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，７６７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１４，９２９，４７８千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 分 担 金 及 び 負 担 金		1,063,531	102	1,063,633
	1 分 担 金	27,451	102	27,553
20 繰 入 金		8,289,960	2,165	8,292,125
	2 基 金 繰 入 金	8,169,009	2,165	8,171,174
23 市 債		12,726,700	4,500	12,731,200
	1 市 債	12,726,700	4,500	12,731,200
歳 入 合 計		114,922,711	6,767	114,929,478

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		43,266	6,767	50,033
	1 農林水産業施設災害 復 旧 費		917	917
	2 公共土木施設災害復 旧 費	43,266	5,850	49,116
歳 出 合 計		114,922,711	6,767	114,929,478

令和元年度津市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度津市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,395,284千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国 庫 支 出 金		15,805,634	169,855	15,975,489
	1 国 庫 負 担 金	12,604,269	163,961	12,768,230
	2 国 庫 補 助 金	3,196,867	5,894	3,202,761
17 県 支 出 金		7,229,612	87,823	7,317,435
	1 県 負 担 金	4,531,930	84,291	4,616,221
	2 県 補 助 金	2,025,051	7,211	2,032,262
	3 委 託 金	672,631	3,679	668,952
18 財 産 収 入		228,400	1,151	229,551
	1 財 産 運 用 収 入	139,744	1,151	140,895
19 寄 附 金		78,692	23,700	102,392
	1 寄 附 金	78,692	23,700	102,392
20 繰 入 金		8,292,125	138,796	8,430,921
	1 他 会 計 繰 入 金	120,951	6,996	127,947
	2 基 金 繰 入 金	8,171,174	131,800	8,302,974
22 諸 収 入		993,057	29,281	1,022,338
	5 雑 入	834,018	29,281	863,299
23 市 債		12,731,200	15,200	12,746,400
	1 市 債	12,731,200	15,200	12,746,400
歳 入 合 計		114,929,478	465,806	115,395,284

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		597,380	3,257	594,123
	1 議 会 費	597,380	3,257	594,123
2 総 務 費		19,071,449	464,012	19,535,461
	1 総 務 管 理 費	16,599,688	563,298	17,162,986
	2 徴 税 費	1,398,265	16,645	1,381,620
	3 戸籍住民基本台帳費	561,210	16,097	545,113
	4 選 挙 費	387,509	65,887	321,622
	5 統 計 調 査 費	40,305	137	40,442
	6 監 査 委 員 費	84,472	794	83,678
3 民 生 費		41,551,617	250,654	41,802,271
	1 社 会 福 祉 費	20,930,217	295,678	21,225,895
	2 児 童 福 祉 費	15,104,246	48,914	15,055,332
	3 生 活 保 護 費	5,506,982	3,890	5,510,872
4 衛 生 費		9,721,191	56,457	9,664,734
	1 保 健 衛 生 費	2,776,637	23,218	2,753,419
	2 斎 場 費	292,974	1,291	294,265
	3 環 境 費	411,752	3,816	407,936
	4 清 掃 費	5,378,753	40,005	5,338,748
	8 生 活 排 水 処 理 費	404,730	9,291	414,021
6 農 林 水 産 業 費		2,456,443	4,374	2,452,069
	1 農 業 費	1,620,436	4,321	1,616,115
	2 林 業 費	342,622	445	342,177
	3 水 産 業 費	69,233	203	69,030
	4 農 業 集 落 排 水 費	424,152	595	424,747
7 商 工 費		1,706,649	29,107	1,677,542
	1 商 工 費	1,706,649	29,107	1,677,542
8 土 木 費		14,274,510	44,437	14,230,073
	1 土 木 管 理 費	264,642	5,585	270,227
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,906,329	7,608	5,898,721
	3 河 川 費	444,070	7,699	451,769
	5 都 市 計 画 費	7,126,958	42,706	7,084,252
	6 住 宅 費	459,995	7,407	452,588
9 消 防 費		3,960,973	27,226	3,988,199
	1 消 防 費	3,960,973	27,226	3,988,199
10 教 育 費		10,607,357	138,454	10,468,903
	1 教 育 総 務 費	2,156,954	17,939	2,174,893

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小 学 校 費	3,122,519	60,670	3,061,849
	3 中 学 校 費	1,199,142	5,294	1,193,848
	4 幼 稚 園 費	1,357,236	51,886	1,305,350
	5 社 会 教 育 費	2,109,190	21,804	2,087,386
	6 短 期 大 学 費	662,316	16,739	645,577
歳 出	合 計	114,929,478	465,806	115,395,284

第2表 継続費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)新町会館整備事業(駐車場整備)	40,166	令和元年度	16,000
				令和2年度	24,166
3 民生費	2 児童福祉費	芸濃こども園整備事業(園舎解体)	48,218	令和元年度	
				令和2年度	48,218

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(交付金事業)	38,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	35,000

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
津市運動施設(安濃地域)指定管理委託	令和2年度から 令和6年度まで	100,594

第5表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
集会施設整備事業	229,400	244,600

令和元年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１５，２０５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８，０２０，４２１千円とする。

２ 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４３８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６２，３１２千円とする。

３ 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰入金		2,252,231	15,205	2,237,026
	1 繰入金	2,252,231	15,205	2,237,026
歳入合計		28,035,626	15,205	28,020,421

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		437,427	15,643	421,784
	1 総務管理費	325,977	15,643	310,334
11 諸支出金		57,147	438	57,585
	2 繰出金	23,076	438	23,514
歳出合計		28,035,626	15,205	28,020,421

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		23,076	438	23,514
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	23,076	438	23,514
歳 入 合 計		61,874	438	62,312

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		40,564	438	41,002
	1 施 設 管 理 費	40,564	438	41,002
歳 出 合 計		61,874	438	62,312

令和元年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374,956千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,765,052千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		6,186,241	804	6,185,437
	1 介 護 保 険 料	6,186,241	804	6,185,437
3 国 庫 支 出 金		6,625,030	1,347	6,623,683
	2 国 庫 補 助 金	1,754,407	1,347	1,753,060
5 県 支 出 金		4,006,350	674	4,005,676
	2 県 補 助 金	184,979	674	184,305
7 繰 入 金		4,167,028	10,242	4,156,786
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,167,028	10,242	4,156,786
8 繰 越 金		3	388,023	388,026
	1 繰 越 金	3	388,023	388,026
歳 入 合 計		28,390,096	374,956	28,765,052

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		437,285	9,568	427,717
	1 総 務 管 理 費	132,385	1,770	130,615
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	92,696	7,798	84,898
3 地 域 支 援 事 業 費		1,182,585	3,499	1,179,086
	2 包括的支援事業・任意事業費	550,469	3,499	546,970
6 諸 支 出 金		13,650	388,023	401,673
	1 償還金及び還付加算金	13,650	388,023	401,673
歳 出 合 計		28,390,096	374,956	28,765,052

令和元年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行に伴い、元号が令和に改められたことから、「平成３１年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算」の名称を「令和元年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算」とし、予算書中、「平成３１年度」とあるのは「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，１５５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，４２２，２９６千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		3,657,074	1,155	3,658,229
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,657,074	1,155	3,658,229
歳 入 合 計		6,421,141	1,155	6,422,296

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		92,567	1,155	93,722
	1 総 務 管 理 費	74,077	1,155	75,232
歳 出 合 計		6,421,141	1,155	6,422,296

令和元年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，８１１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５４，２９２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		278,168	3,811	281,979
	1 一 般 会 計 繰 入 金	274,819	3,811	278,630
歳 入 合 計		450,481	3,811	454,292

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		26,335	871	25,464
	1 総 務 管 理 費	26,335	871	25,464
2 事 業 費		403,399	4,682	408,081
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	403,399	4,682	408,081
歳 出 合 計		450,481	3,811	454,292

令和元年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年度津市の共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，３３０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０７，３９２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		15,719	5,330	21,049
	1 一 般 会 計 繰 入 金	15,719	5,330	21,049
歳 入 合 計		102,062	5,330	107,392

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		17,210	5,330	22,540
	1 総 務 管 理 費	17,210	5,330	22,540
歳 出 合 計		102,062	5,330	107,392

令和元年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５９５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５８０，３０９千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		424,152	595	424,747
	1 繰 入 金	424,152	595	424,747
歳 入 合 計		579,714	595	580,309

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		10,969	595	11,564
	1 総 務 管 理 費	10,969	595	11,564
歳 出 合 計		579,714	595	580,309

令和元年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行に伴い、元号が令和に改められたことから、「平成３１年度津市土地区画整理事業特別会計予算」の名称を「令和元年度津市土地区画整理事業特別会計予算」とし、予算書中、「平成３１年度」とあるのは「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４５６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８３，１１４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		279,368	456	278,912
	1 繰 入 金	279,368	456	278,912
歳 入 合 計		283,570	456	283,114

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		131,306	456	130,850
	1 事 業 費	131,306	456	130,850
歳 出 合 計		283,570	456	283,114

令和元年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）

元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行に伴い、元号が令和に改められたことから、「平成３１年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」の名称を「令和元年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」とし、予算書中、「平成３１年度」とあるのは「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７，０６８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４４，７１５千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		1	7,068	7,069
	1 繰越金	1	7,068	7,069
歳入合計		37,647	7,068	44,715

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		28,483	7,068	35,551
	1 総務管理費	28,483	7,068	35,551
歳出合計		37,647	7,068	44,715

令和元年度津市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和元年度津市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	10,546,002	15,801	10,561,803
第1項 営 業 収 益	3,205,336	10,939	3,194,397
第2項 営 業 外 収 益	7,340,664	11,542	7,352,206
第3項 特 別 利 益	2	15,198	15,200

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,668,523	5,452	9,663,071
第1項 営 業 費 用	8,399,082	5,452	8,393,630

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,957,102千円」を「2,943,325千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	8,760,377	13,777	8,746,600
第1項 建 設 改 良 費	3,579,858	13,777	3,566,081

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように補正する。

		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	591,316	19,062	572,254

（他会計からの補助金）

第5条 予算第10条中「4,161,826千円」を「4,155,658千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和元年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条 元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行に伴い、元号が令和に改められたことから、「平成３１年度津市モーターボート競走事業会計予算」の名称を「令和元年度津市モーターボート競走事業会計予算」とし、予算書中、「平成３１年度」とあるのは「令和元年度」と、「（平成３１年）度」とあるのは「（令和元年）度」と、読み替えるものとする。

令和元年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 令和元年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

単位 千円			
項 目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間舟券発売金	38,059,400	3,903,000	41,962,400
(3) １日平均舟券発売金	198,226	20,328	218,554
(4) 年間場間場外受託発売金	12,379,600	468,000	12,847,600

（収益的収入及び支出）

第３条 予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入 単位 千円			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第１款 モーターボート競走事業収益	40,360,484	3,987,480	44,347,964
第１項 営業収益	40,275,518	3,987,240	44,262,758
第２項 営業外収益	84,966	240	85,206

支 出 単位 千円			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第１款 モーターボート競走事業費用	38,955,525	3,368,554	42,324,079
第１項 営業費用	38,832,147	3,368,554	42,200,701

（資本的収入及び支出）

第４条 予算第４条本文括弧書中「474,667 千円」を「531,588 千円」に改め、

資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出		単位 千円	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	474,667	56,921	531,588
第 1 項 建設改良費	251,217	56,681	307,898
第 3 項 投資	264	240	504

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
P G マスターズチャンピオン開催事業	令和 2 年度	59,483 千円

津市長 前 葉 泰 幸

令和元年度津市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度津市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,054千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,410,338千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国 庫 支 出 金		15,975,489	8,443	15,983,932
	1 国 庫 負 担 金	12,768,230	8,443	12,776,673
20 繰 入 金		8,430,921	2,111	8,433,032
	2 基 金 繰 入 金	8,302,974	2,111	8,305,085
23 市 債		12,746,400	4,500	12,750,900
	1 市 債	12,746,400	4,500	12,750,900
歳 入 合 計		115,395,284	15,054	115,410,338

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災 害 復 旧 費		50,033	15,054	65,087
	2 公共土木施設災害復旧費	49,116	15,054	64,170
歳 出 合 計		115,395,284	15,054	115,410,338

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	4,252
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	10,802

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公共土木施設災害復旧事業	13,300	17,800

津市告示第 1 5 7 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定について次のように定める。

令和元年 1 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定

津市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行取扱規則（平成 2 8 年津市規則第 2 9 号）第 2 条各項に基づき市長が別に定める機関を第 1 に、津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号）別表第 1 5 に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第 2 に、同条例別表第 1 5 に規定する省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法を第 3 に、同条例別表第 1 5 に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下「法」という。）第 3 0 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 1 5 に規定する法第 2 条第 3 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 5 に定める。

第 1 省エネ基準及び認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該当する機関。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
 - (1) 法第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）（(3)に該当するものを除く。）
 - (2) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 7 7 条の 2 1 第 1 項に規

定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
- 2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については、(1)を除く。
 - (1) 第1の2(1)に掲げる機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 第1の2(2)に掲げる機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証
 - (3) 第1の2(3)に掲げる機関が、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

第3 省エネ基準又は省エネ基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、省エネ基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済

証（以下単に「検査済証」という。）

- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 2 項の通知書及び検査済証
- (4) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書（省エネ基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。

- (1) 第 1 の 2 (1)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 第 1 の 2 (2)に掲げる機関が、省エネ基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 第 1 の 2 (3)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
- (4) 1 (2)に掲げる書面
- (5) 1 (3)に掲げる書面

第 4 法第 30 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

第 5 法第 2 条第 3 号の規定により定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)及びロ(3)の規定に基づく評価方法
- 2 1 以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づく評価方法

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の認定に関する告示（平成 29 年 3 月 30 日津市告示第 41 号）は、廃止する。

津市告示第 1 5 8 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 1 2 月 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年 1 2 月 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 1 2 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年 1 2 月 1 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年 1 2 月 1 1 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年 1 2 月 1 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年 1 2 月 1 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年 1 2 月 1 3 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 5 9 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定緊急避難場所の指定

施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
たるみ子育て交流館ほか 2 施設駐車場	津市垂水 1 3 0 0 番地				○	○			
愛宕会館	津市愛宕町 1 0 番地					○			
フラワーロード栄	津市栄町四丁目 1 8 5 番地 1					○			
上浜南公園	津市上浜町一丁目 1 4 4 番地				○				

津市公告第 1 0 5 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 1 2 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

501122304

公 告 日	令和元年12月23日	工 事 担 当 課	下水道総務課	
工 事 名	令和元年度下総里地第2号 美里町家所地内下水道管布設替工事			
工 事 場 所	津市 美里町家所	地内		
工 事 概 要	管布設工(管径200mm) 35m			
工 期	契約締結の日から 令和2年3月13日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】美里	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】安芸	【地区】芸濃・安濃	【格付】D・C
		【ブロック】安芸	【地区】河芸	【格付】D
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年1月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年1月17日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年1月8日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年1月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年1月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年1月22日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	4,887,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501122305

公 告 日	令和元年12月23日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和元年度北道維第38号 栗真小川町及び栗真町屋町地内道路修繕(舗装)工事			
工 事 場 所	津市 栗真小川町及び栗真町屋町 地内			
工 事 概 要	表層 234m ² 側溝工 28m 集水桝・マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結の日から 令和2年3月13日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年1月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年1月17日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年1月8日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年1月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年1月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年1月22日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	4,030,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501122306

公 告 日	令和元年12月23日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和元年度北公園第1号 偕楽霊苑内道路整備(舗装)工事			
工 事 場 所	津市 観音寺町	地内		
工 事 概 要	表層 500m2 側溝工 8m			
工 期	契約締結の日から 令和2年3月13日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年1月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年1月17日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年1月8日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年1月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年1月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年1月22日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	6,862,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入 札 保 証 金	免 除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501122307

公 告 日	令和元年12月23日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和元年度北市交継第1号 (仮称)津市新町会館駐車場整備工事			
工 事 場 所	津市 新町三丁目	地内		
工 事 概 要	側溝工 286m 集水桝・マンホール工 9箇所 柵工 257m 表層 2,178 2			
工 期	契約締結の日から 令和2年5月29日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年1月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年1月17日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年1月8日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年1月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年1月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年1月22日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	36,511,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	有			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

501122308

公 告 日	令和元年12月23日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和元年度南交安第3号 二ノ町井戸山線ほか2線交通安全施設(塗装)修繕工事			
工 事 場 所	津市 久居井戸山町及び戸木町 地内			
工 事 概 要	溶融式区画線 293m			
工 期	契約締結の日から 令和2年3月13日 まで			
発 注 業 種	塗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1・A 2		
	地 域・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 塗装工事で発注された路面標示・ライン設置工事等(舗装工事等に含まれるものを除く)		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年1月17日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年1月17日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和2年1月8日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和2年1月14日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和2年1月17日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年1月22日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	1,297,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンス登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

津市公告第 1 0 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和元年 1 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和元年 1 2 月 1 9 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市上浜町六丁目 1 0 番 4 2 ほか 8 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市桜橋一丁目 6 4 9 番地
三重県農業共済組合
組合長理事 河上 敢二

津市公告第 1 0 7 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和元年 1 2 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 令和元年 1 2 月 2 6 日

2 抑留期間 令和 2 年 1 月 9 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市海岸町	雑種	茶	オス	中	9 1 日 以上	首輪（茶・ ハート柄）

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所 衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市上下水道事業告示第 2 3 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 4 号の規定により告示する。

令和元年 1 2 月 2 0 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社タカミ	津市庄田町 1 4 3 2 番地	令和元年 1 2 月 2 日
ツボヤ設備	志摩市阿児町国府 3 6 6 5 番地 4 5	令和元年 1 2 月 5 日
D H プランナー	津市久居元町 2 1 7 1 番地 1	令和元年 1 2 月 9 日

津市上下水道事業告示第 2 4 号

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定について、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 2 の規定により次のとおり申請があり、津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和元年 1 2 月 2 5 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
株式会社 N - V i s i o n	広島市中区鶴見町 8 番 5 7 号	令和元年 1 0 月 3 1 日から 令和 6 年 1 0 月 3 0 日まで

津市上下水道事業告示第 2 5 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 4 号の規定により告示する。

令和元年 1 2 月 2 5 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
山本水道	津市白山町山田野 7 2 8 番地	令和元年 1 2 月 1 1 日
J A 三重中央農協	津市一志町田尻 5 9 5 番地 1 3	令和元年 1 2 月 6 日

津市上下水道事業告示第 2 6 号

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定について、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 2 の規定により次のとおり申請があり、津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和元年 1 2 月 2 5 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名称	所在地	指定の有効期間
坂本工業	志摩市磯部町築地 5 8 2 番地	令和元年 1 2 月 5 日から 令和 6 年 1 2 月 4 日まで

津市上下水道事業公告第 1 2 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 1 2 月 1 6 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和元年12月16日		工 事 担 当 課	浄水課	
工 事 名	令和元年度 浄水第57号 久居明神倉庫解体工事				
工 事 場 所	津市 久居明神町		地内		
工 事 概 要	解体 倉庫 鉄骨造平屋建 延面積 103.7m ² 鉄骨造平屋建 延面積 48.6m ² ※ 上記に係る解体工事 一式				
工 期	契約締結の日から 令和2年3月13日 まで				
発 注 業 種	解体				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】		【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】		【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和2年1月14日 まで			
	閲 覧 場 所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和2年1月14日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和元年12月25日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和2年1月8日 ホームページにて回答			
	提 出 先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和2年1月14日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便㈱津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和2年1月16日 午前9時00分 津市水道局庁舎2階 入札室				
予 定 価 格	3,744,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				